

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年3月

近江八幡市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の法的根拠	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の構成及び策定手順	4
第2節	計画の範囲及び目標年度	5
1	計画の範囲	5
2	計画目標年度	5

第2章 地域の特性

第1節	自然環境特性	6
1	位置及び地勢	6
2	気象	7
第2節	社会環境特性	8
1	人口動態	8
2	都市形態の動向	10
3	産業の動向	10
4	土地利用状況	15
5	総合計画等	16

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節	ごみ処理の概要	18
1	ごみ処理事業の沿革	18
2	ごみ処理体系	19
第2節	ごみの排出状況	23
1	排出抑制の状況	23
2	ごみ総排出量の状況	25
3	ごみの性状	28
第3節	ごみ処理の状況	30
1	収集・運搬の状況	30

2	中間処理の状況	32
3	再資源化の状況	34
4	最終処分の状況	36
5	温室効果ガス排出量	37
6	ごみ処理経費の状況	38
第4節	ごみ処理行政の動向	39
1	国の動向	39
2	県の動向	41
3	地域の関係法令等	42
第5節	ごみ処理の評価及び課題	44
1	ごみ処理の評価	44
2	現行計画における施策・目標の達成状況	49
3	ごみ処理の課題	50

第4章 ごみ処理基本計画

第1節	基本方針等	50
1	基本理念	52
2	基本方針	53
3	実施方針	53
第2節	目標値の設定及び将来予測	54
1	目標値の設定	56
2	ごみ総排出量及び処理量の予測	57
第3節	排出抑制・再資源化計画	62
1	排出抑制のための方策	62
2	再資源化計画	67
第4節	ごみの適正処理計画	69
1	収集・運搬計画	69
2	中間処理計画	73
3	最終処分計画	76
4	その他関連計画	77

参考資料

近江八幡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	80
----------------------	----

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の法的根拠

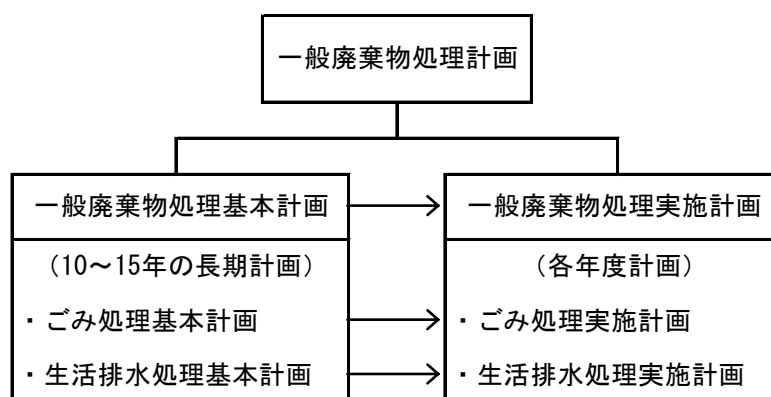
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされている。

また、廃棄物処理法施行規則第1条の3で、一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めるものとするとしている。

すなわち、一般廃棄物処理計画は、図1-1-1に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されている。

このうち、「ごみ処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

図1-1-1 基本計画と実施計画の関係



2 計画策定の背景

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係している。今や世界各地で記録的な高温や豪雨など、気候変動の影響が顕著化し、被害は増加の一途を辿り、世界各地で「気候非常事態宣言」が表明され、本市においても令和3年7月に「気候非常事態宣言」を表明した。また、「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月に成立し、プラスチック使用製品の排出抑制、再資源化に関する指針等を策定した。今後は、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている状況にある。

国は、「廃棄物処理法」をはじめ「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）及び個別のリサイクル法を制定・改正するとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）や「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国の基本方針等を示してきた。このうち、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が策定され、平成28年9月に廃棄物処理基本方針についても改定され、それぞれ令和7年度を目標年度とした基本方針等が示された。

また、滋賀県においても、廃棄物処理法に基づき国の廃棄物処理基本方針に即した「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定され、令和7年度を目標年度とした基本方針等が示された。

現在の近江八幡市（以下「本市」という。）は、平成22年3月の旧近江八幡市（以下「近江八幡地域」という。）と旧安土町（以下「安土地域」という。）との合併により誕生し、平成23年3月には合併後の循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進するために、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制・再資源化及び適正な処理・処分に努めてきた。

その後、近江八幡地域では、平成24年4月に家庭系ごみ収集の指定ごみ袋制（可燃ごみ、不燃ごみ）を実施するとともに、老朽化したごみ処理施設（第2クリーンセンター）を休止し、民間処理施設での委託処理を開始した。平成28年8月には「近江八幡市環境エネルギーセンター」が稼働開始し、平成29年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定を行った。

一方、安土地域では、合併後も一部事務組合（以下「中部清掃組合」という。）において広域によるごみ処理が行われていたが、安土地域のごみも平成29年4月から環境エネルギーセンターで処理を開始し、分別区分や処理体制を統一した。

本計画は、現行計画改定及び環境エネルギーセンターの稼働から5年が経過したため、新たに現行計画を見直し、改定を行ったものである。

3 計画の位置付け

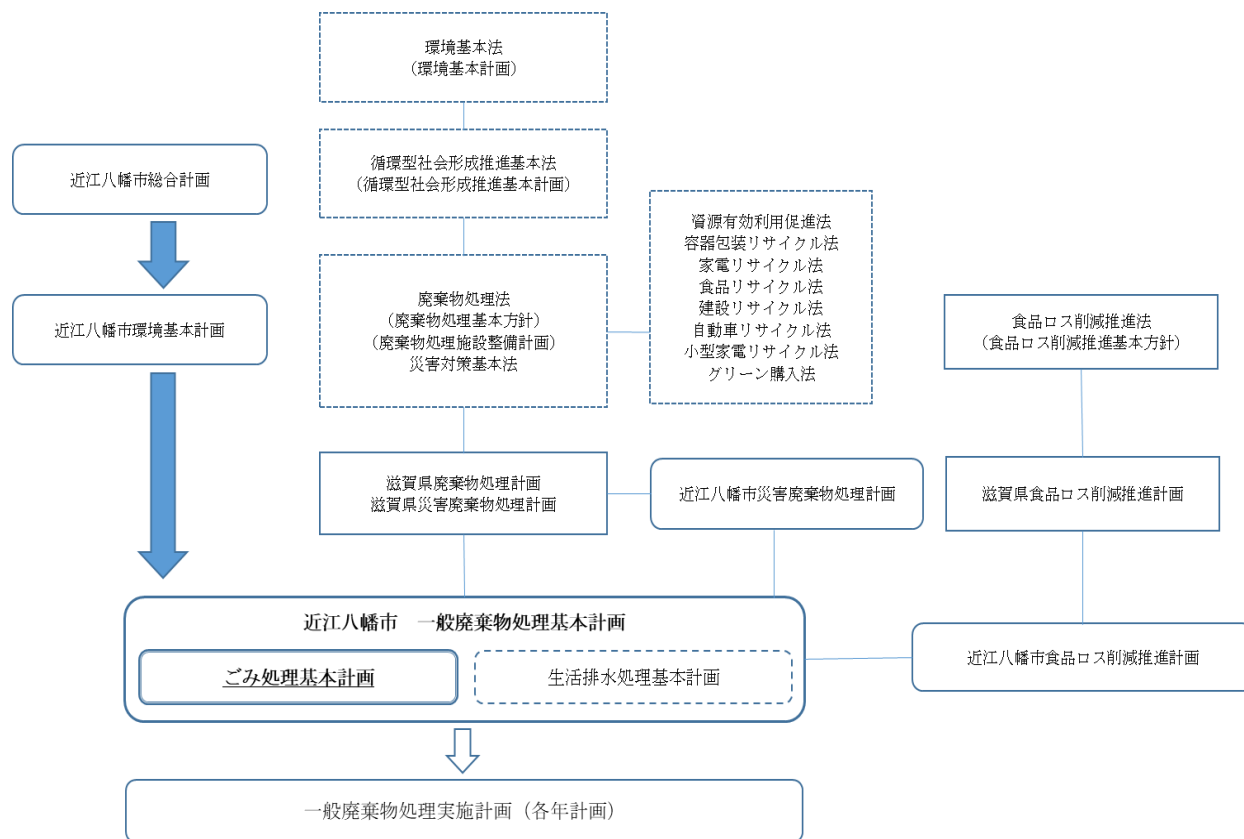
本計画の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、上位計画として新市基本計画や環境基本計画に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すとともに、本市における一般廃棄物処理の最上位計画とする。

また、別途策定の循環型社会形成推進地域計画や分別収集計画等との整合を図るとともに、本計画に基づき必要な見直しを行うものとする。

なお、計画の策定にあたっては、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に準拠するとともに、国や滋賀県が定める基本方針等に配慮するものとする。

図 1-1-2 計画の位置付け

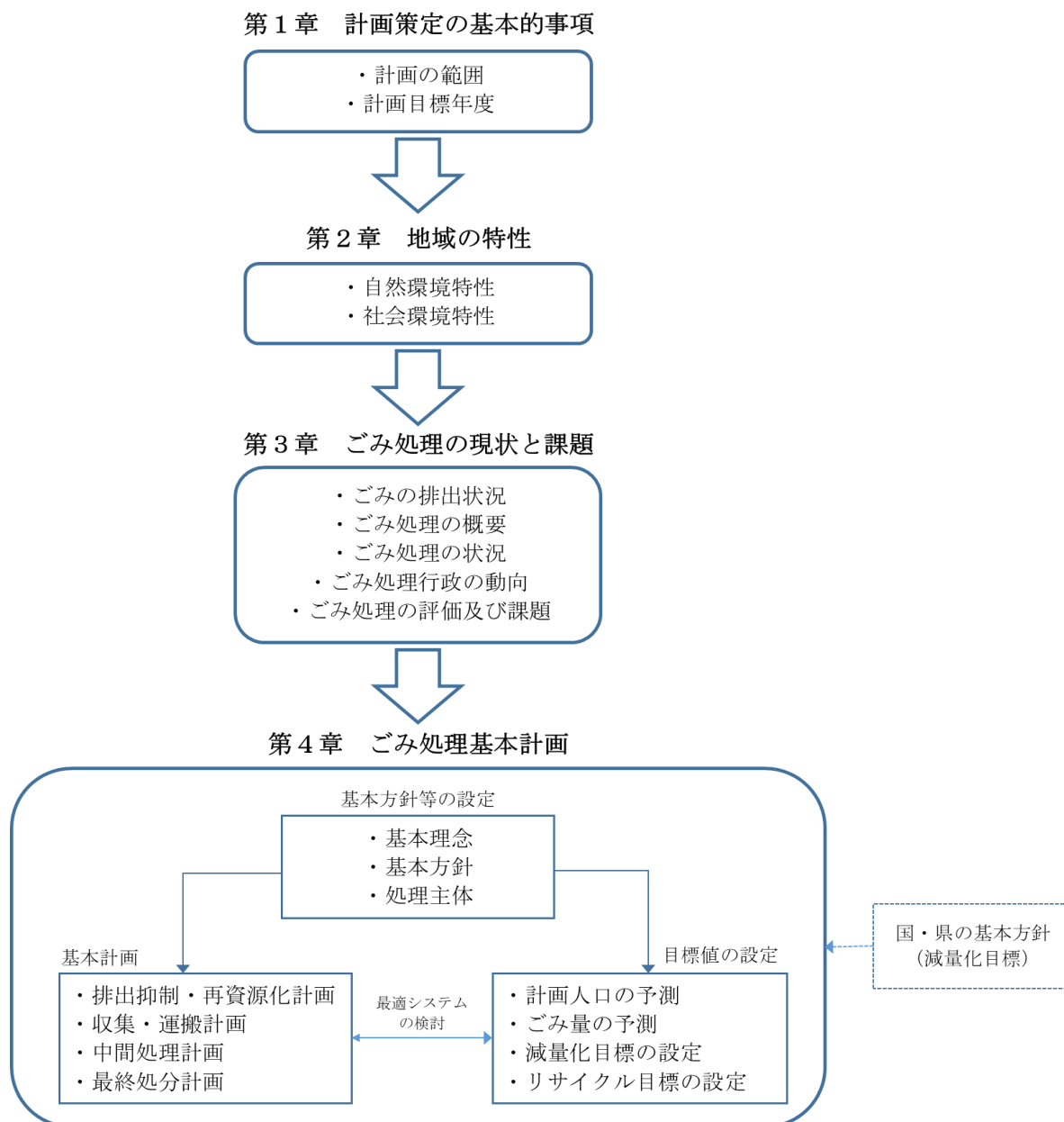


4 計画の構成及び策定手順

本計画の構成及び策定手順は図 1-1-3 に示すとおりである。

計画の策定にあたっては、基本的事項（計画目標年度、計画策定区域）を定め、まず、ごみ処理の現状を把握し、現状のごみ処理に関する課題及び検討すべき事項を抽出する。次に、現状の課題を踏まえたうえで基本方針等を定め、基本方針に基づき目標値の設定及び基本計画の策定を行う。なお、目標値の設定及び基本計画の策定にあたっては、排出抑制や循環型処理を前提とした最適システムの検討を行うとともに、国及び県の廃棄物処理に係る基本方針等にも対応したものとする。

図 1-1-3 計画の構成及び策定手順



第2節 計画の範囲及び目標年度

1 計画の範囲

計画対象区域は、本市全域とし、区域で発生する一般廃棄物（ごみ）を計画の対象とする。

図 1-2 計画対象区域



2 計画目標年度

本計画では、令和3年度を計画改定期間とし、令和4年度を初年度として10年後の令和13年度を目標年度とする。なお、5年ごとに目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う。また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直すものとする。

計画目標年度：令和13年度

第2章 地域の特性

第1節 自然環境特性

1 位置及び地勢

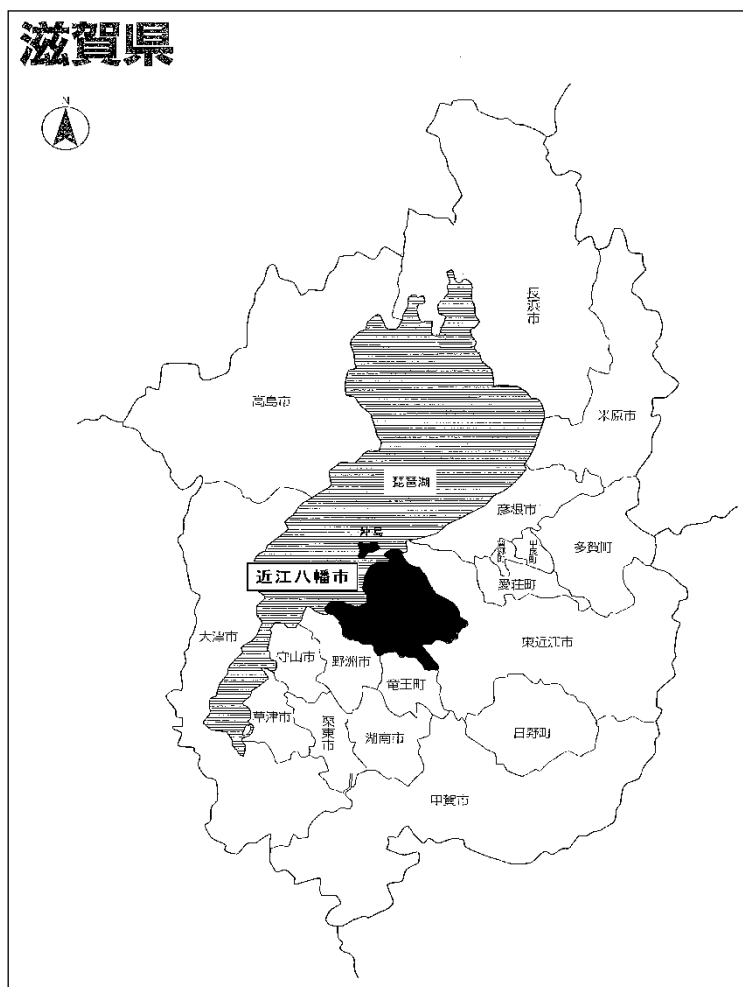
本市は、図 2-1-1 に示すように滋賀県のほぼ中央に位置し、北は琵琶湖、東は東近江市、南は竜王町、西は野洲市に接しており、琵琶湖で最大の島である沖島（沖ノ島）がある。

総面積は 177.45km² で、滋賀県全体面積推計値（4,017.38km²）の 4.4%を占めている。

市域には、北部に長命寺山、奥島山、八幡山、東部に安土山、^{きぬがさ} 織山、^{みつくり} 箕作山、南部に^{かめ} 瓶割山、雪野山など標高 200～400mの美しい山々があり、市域の中央部に白鳥川、東部に蛇砂川、長命寺川、山本川、西部に日野川が流れ、それぞれ琵琶湖に流入している。

北東部に広がるラムサール条約の登録湿地である西の湖は、琵琶湖で一番大きい内湖であり、ヨシの群生地である水郷地帯は、「春色・安土八幡の水郷」として、琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた美しい景観と歴史風土に恵まれた地域である。

図 2-1-1 本市の位置図



2 気 象

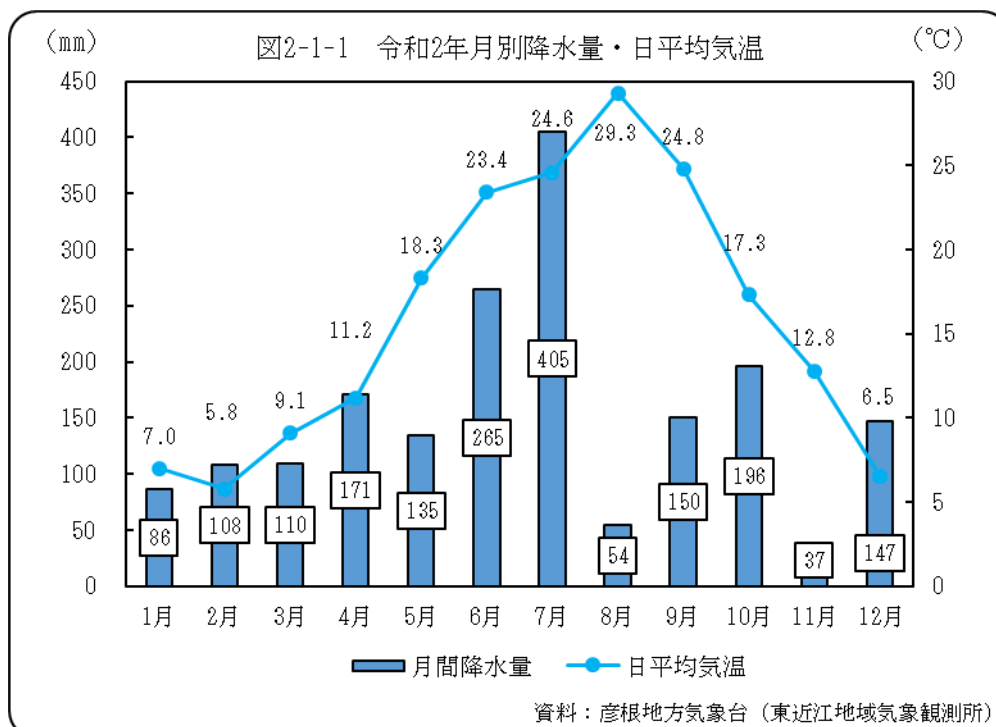
本市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示すように、令和 2 年の日平均気温の平均値は 15.8℃、最高気温が 8 月の 36.3℃、最低気温が 2 月の-1.4℃である。

また、令和 2 年の年間降水量は 1,862.5mm、月間最大降水量は 7 月の 405.0mm である。

表 2-1-1 気温及び降水量

年次	気温 (℃)			降水量 (mm)
	日平均	最高気温	最低気温	
平成30年	15.7	36.8	-4.2	1,863.0
令和元年	15.8	36.9	-1.9	1,398.5
令和2年	15.8	36.3	-1.4	1,862.5
1月	7.0	16.2	-0.6	86.0
2月	5.8	15.6	-1.4	108.0
3月	9.1	21.8	-0.3	109.5
4月	11.2	24.7	2.8	171.0
5月	18.3	28.1	9.4	135.0
6月	23.4	31.4	14.8	265.0
7月	24.6	33.1	19.1	405.0
8月	29.3	36.3	22.5	54.0
9月	24.8	34.8	16.2	150.0
10月	17.3	26.4	6.9	196.0
11月	12.8	26.1	5.0	36.5
12月	6.5	13.7	-0.8	146.5

資料：彦根地方気象台（東近江地域気象観測所）



第2節 社会環境特性

1 人口動態

(1) 人口及び世帯数

過去10年間の人口及び世帯数の実績は、表2-2-1及び図2-2-1に示すとおりである。

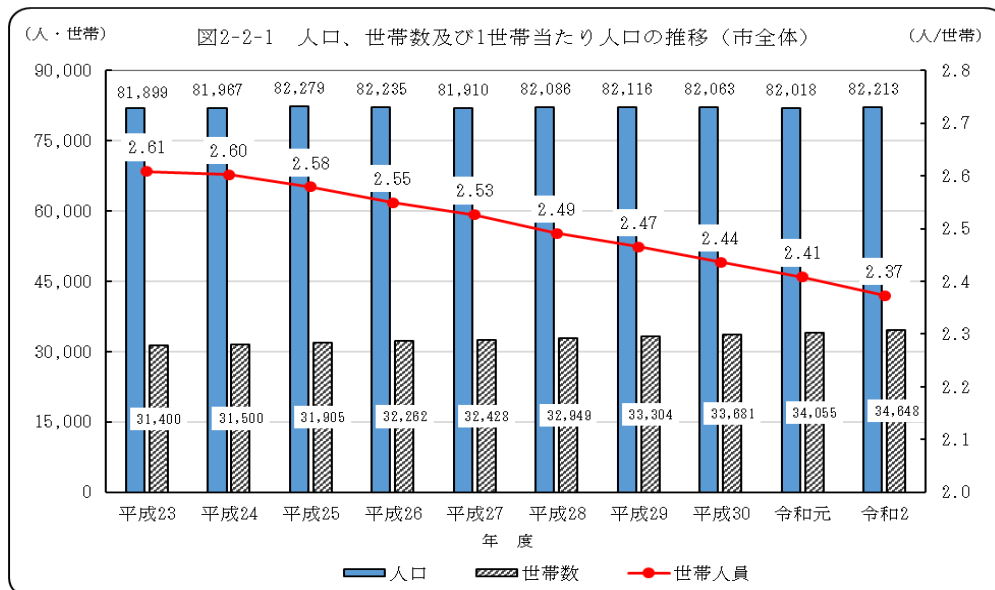
本市の人口は、大きな増減はないが、令和2年度末現在で82,213人、世帯数は過去10年間で約3,000世帯増加し、令和2年度末現在で34,648世帯、1世帯当たりの人口は年々減少し、令和2年度末現在で2.37人/世帯となっている。

表2-2-1 人口及び世帯数の実績

単位：人、世帯

年度	人口	増減数	世帯数	世帯人員
	(人)	(人)	(世帯)	(人)
平成23	81,899	89	31,400	2.61
平成24	81,967	68	31,500	2.60
平成25	82,279	312	31,905	2.58
平成26	82,235	-44	32,262	2.55
平成27	81,910	-325	32,428	2.53
平成28	82,086	176	32,949	2.49
平成29	82,116	30	33,304	2.47
平成30	82,063	-53	33,681	2.44
令和元	82,018	-45	34,055	2.41
令和2	82,213	195	34,648	2.37

資料：住民基本台帳（各年度末現在、外国人含む）



(2) 年齢別人口

年齢別人口の推移及び構成は、表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示すとおりである。

令和 2 年度の 65 歳以上の人口は市全体で 27.8%となっており、全国平均よりは低い
が滋賀県平均を僅かに上回っている。

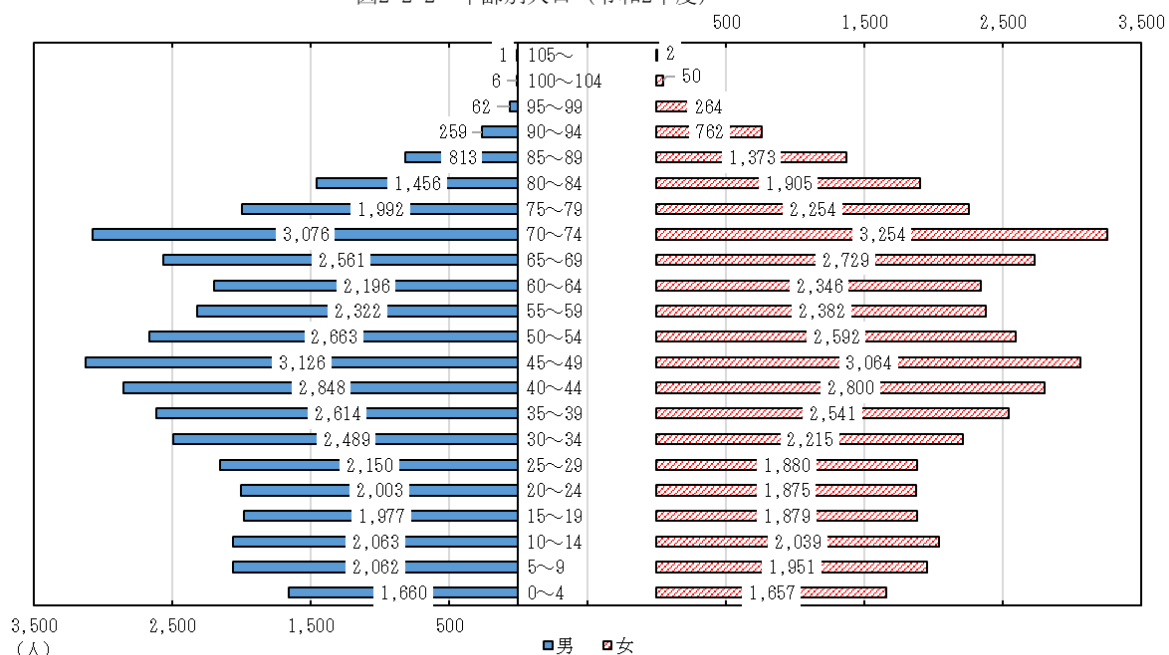
表 2-2-2 年齢別人口（令和 2 年度）

単位：人

年齢	男	女	計
105～	1	2	3
100～104	6	50	56
95～99	62	264	326
90～94	259	762	1,021
85～89	813	1,373	2,186
80～84	1,456	1,905	3,361
75～79	1,992	2,254	4,246
70～74	3,076	3,254	6,330
65～69	2,561	2,729	5,290
60～64	2,196	2,346	4,542
55～59	2,322	2,382	4,704
50～54	2,663	2,592	5,255
45～49	3,126	3,064	6,190
40～44	2,848	2,800	5,648
35～39	2,614	2,541	5,155
30～34	2,489	2,215	4,704
25～29	2,150	1,880	4,030
20～24	2,003	1,875	3,878
15～19	1,977	1,879	3,856
10～14	2,063	2,039	4,102
5～9	2,062	1,951	4,013
0～4	1,660	1,657	3,317

図2-2-2 年齢別人口（令和2年度）

(人)



資料：住民基本台帳（令和3年3月31日）

2 都市形態の動向

本市は、行政区域全域が都市計画区域（近江八幡八日市都市計画区域）の指定を受け、令和元年度には 1,068ha が市街化区域、残る 9,074ha を市街化調整区域として指定している。

市街化区域では表 2-2-3 に示すような用途地域指定がされており、5 年前に比べると主に第 1 種住居地域と商業地域の面積が増加している。

表 2-2-3 都市計画区域の指定状況

単位：ha

区分\年度末			平成26	令和元
都市計画区域			10, 127	10, 142
市街化区域			1, 031	1, 068
用途地域	住居	第1種低層住宅専用地域	107. 6	107. 6
		第2種低層住宅専用地域	－	－
		第1種中高層住居専用地域	188. 8	187. 9
		第2種中高層住居専用地域	92. 7	92. 7
		第1種住居地域	347. 1	360. 5
		第2種住居地域	36. 8	38. 9
		準住居地域	－	－
	商業	近隣商業地域	32. 2	32. 2
		商業地域	70. 0	92. 0
	工業	準工業地域	6. 2	6. 2
		工業地域	10. 1	11. 4
		工業専用地域	139. 4	138. 2
計		1, 030. 9	1, 067. 6	
市街化調整区域			9, 096	9, 074

注）滋賀の都市計画2014、滋賀の都市計画2019より（滋賀県都市計画課）

3 産業の動向

（1）産業構造

市全体の事業所数及び従業者数は、表 2-2-4 に示すように平成 28 年の事業所数は 3,120 事業所で従業者数は 31,424 人であり、いずれも平成 26 年で一旦増加し、平成 28 年で減少しているが、第 2 次産業の製造業の従業者数は増加し続けている。

また、業種別の内訳では、事業所数では卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業であり、従業者数では卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業となっている。

表 2-2-4 産業別事業者数及び従業者数

単位：事業所、人

区分\年度		平成24	平成26	平成28
総数	事業所数	3,084	3,294	3,120
	従業者数	29,907	33,463	31,424
第1次産業	農林漁業	事業所数 30	事業所数 42	事業所数 40
		従業者数 299	従業者数 559	従業者数 478
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	事業所数 -	事業所数 -	事業所数 -
		従業者数 -	従業者数 -	従業者数 -
	建設業	事業所数 358	事業所数 351	事業所数 326
		従業者数 1,807	従業者数 1,671	従業者数 1,569
	製造業	事業所数 218	事業所数 229	事業所数 213
		従業者数 5,292	従業者数 5,552	従業者数 6,326
	小計	事業所数 576	事業所数 580	事業所数 539
		従業者数 7,099	従業者数 7,223	従業者数 7,895
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数 -	事業所数 2	事業所数 -
		従業者数 -	従業者数 29	従業者数 -
	情報通信業	事業所数 22	事業所数 24	事業所数 17
		従業者数 144	従業者数 154	従業者数 81
	運輸業・郵便業	事業所数 59	事業所数 61	事業所数 60
		従業者数 1,615	従業者数 1,640	従業者数 1,550
	卸売業・小売業	事業所数 895	事業所数 919	事業所数 855
		従業者数 7,320	従業者数 7,217	従業者数 6,752
	金融業・保険業	事業所数 48	事業所数 47	事業所数 44
		従業者数 576	従業者数 587	従業者数 628
	不動産業・物品賃貸料	事業所数 137	事業所数 145	事業所数 134
		従業者数 464	従業者数 484	従業者数 441
	学術研修・専門・技術サービス業	事業所数 108	事業所数 107	事業所数 111
		従業者数 746	従業者数 716	従業者数 679
	宿泊業・飲食サービス業	事業所数 344	事業所数 361	事業所数 360
		従業者数 3,361	従業者数 3,244	従業者数 3,271
	生活関連サービス業・娯楽業	事業所数 265	事業所数 272	事業所数 274
		従業者数 1,101	従業者数 1,088	従業者数 1,060
	教育・学習支援業	事業所数 91	事業所数 139	事業所数 107
		従業者数 897	従業者数 1,946	従業者数 1,006
	医療・福祉	事業所数 198	事業所数 236	事業所数 245
		従業者数 3,052	従業者数 4,400	従業者数 3,583
	複合サービス業	事業所数 20	事業所数 24	事業所数 20
		従業者数 211	従業者数 415	従業者数 360
	サービス業（他に分類されないもの）	事業所数 291	事業所数 316	事業所数 314
		従業者数 3,022	従業者数 3,221	従業者数 3,640
	公務	事業所数 -	事業所数 19	事業所数 -
		従業者数 -	従業者数 540	従業者数 -
	小計	事業所数 2,478	事業所数 2,672	事業所数 2,541
		従業者数 22,509	従業者数 25,681	従業者数 23,051

注) 近江八幡市統計書より

(2) 農業

本市の農業は、北部の大中地区や水茎地区の干拓地の他、市域全域に広がる優良農地において豊富な水資源を活用した水稻や畜産等を中心として発展してきた。

表 2-2-5 に示すとおり農業経営体数及び個人経営体数は減少傾向にあるものの、年々経営体の法人化が進んでいる。

また、表 2-2-6 及び表 2-2-7 と併せて見てみると、県内、本市とも稲作が主体であり、経営体の法人化増加に比例して年々大規模経営が進んでいることが分かる。

表 2-2-5 組織形態別経営体数の推移

単位：経営体

区分		農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
滋賀県	平成22	25,732	24,843	889	246
	平成27	20,188	19,317	871	435
	令和2	14,680	13,836	844	606
近江八幡市	平成22	1,534	1,461	73	12
	平成27	1,436	1,350	86	41
	令和2	984	899	85	77

注) 2020年農林業センサス結果概要(滋賀県確定値)より

表 2-2-6 経営耕地の状況

単位：経営体

区分		経営耕地のある経営体数	経営耕地総面積(ha)	うち借入耕地		経営耕地のある経営体の1経営体当たり経営耕地面積(ha/経営体)
				借入耕地のある経営体数	借入耕地面積(ha)	
滋賀県	平成22	25,349	44,530	12,102	22,436	1.76
	平成27	20,034	44,463	9,836	26,508	2.22
	令和2	14,570	42,787	7,235	29,478	2.94
近江八幡市	平成22	1,507	3,085	723	1,396	2.05
	平成27	1,428	4,301	707	2,385	3.01
	令和2	973	4,067	510	2,797	4.18

注) 2020年農林業センサス結果概要(滋賀県確定値)より

表 2-2-7 農産物販売金額第1位の部門別農業経営体数

単位：経営体

区分\年度		計	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き花木	その他の作物	畜産等
滋賀県	平成22	23,019	21,464	123	58	106	283	471	188	131	27	168
	平成27	18,760	17,030	198	130	86	351	461	188	112	43	161
	令和2	13,324	11,867	122	86	80	326	404	170	84	52	133
近江八幡市	平成22	1,393	1,293	33	4	0	14	22	0	4	0	23
	平成27	1,384	1,212	36	16	1	43	28	2	3	1	42
	令和2	947	801	19	16	1	40	23	0	5	2	40

注) 2020年農林業センサス結果概要(滋賀県確定値)より

(3) 工業

本市の工業は、主に国道 8 号沿いの工業団地を中心に構成されており、事業所数及び従業者数、製造品出荷額等は表 2-2-8 に示すように推移し、平成 30 年度は約 2,557 億円、令和元年度は約 2,489 億円になっている。

表 2-2-8 事業所数、就業者数及び製造品出荷額等の推移

単位：事業所、人、万円

区分\年度	平成29	平成30	令和元
事業所数	93	89	86
従業者数	5,762	5,871	5,831
製造品出荷額	17,026,534	25,565,912	24,894,085

注) 近江八幡市統計書、工業統計調査より

(4) 商業

本市では近年、大型店舗の進出がみられ、事業所数及び従業者数、年間商品販売額の推移は表 2-2-9 に示すように、年間商品販売額は増加しており、平成 28 年度は約 1,483 億円になっている。

表 2-2-9 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

単位：事業所、人、万円

区分\年度	平成24	平成26	平成28
事業所数	677	686	732
従業者数	5,530	5,521	5,663
年間商品販売額	13,284,658	14,627,176	14,830,338

注) 近江八幡市統計書

(5) 観光客数

本市では、^{きぬがき}織山、雪野山、長命寺山、鶴翼山等の山々、日野川、白鳥川、長命寺川等の河川の他、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖や西の湖等豊かな自然、本市観光地の中心的存在となっている八幡堀やその周辺に広がる重要伝統的建造物群保存地区の他、安土城跡や観音正寺跡、八幡城跡や多くの寺社仏閣等の歴史的文化遺産にも恵まれ、近江牛やふなずし等特産品も多い。

図2-2-3に示すとおり、本市を訪れる観光客は年々増加傾向にあり、ここ数年は500万人を超えている。令和元年の566万人は県全体(約5,404万人)の約10%を占めており、表2-2-10に示すように近年は菓子専門店が最も多くなっている。

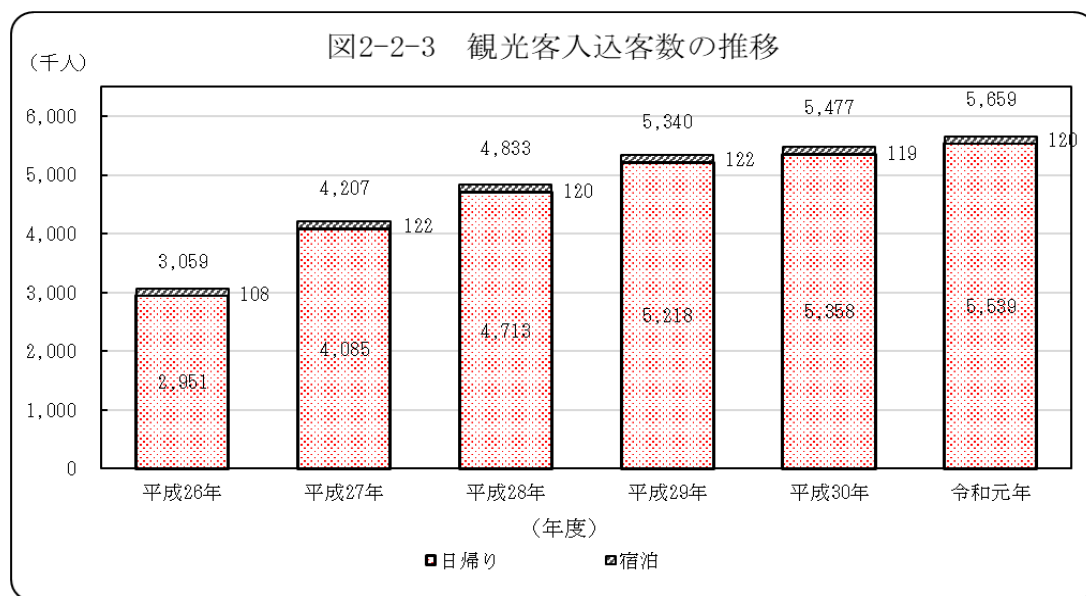


表2-2-10 観光地別観光客数の推移

単位：千人

区分\年度	平成27	平成28	平成29	平成30
J R 駅観光案内所	50.9	49.5	51.7	48.7
白雲館	48.2	33.4	27.1	29.0
あきんどの里観光案内	24.1	18.4	19.1	17.4
市立資料館（町並み）	30.4	27.6	27.3	20.5
かわらミュージアム	19.2	24.0	19.4	16.5
堀界限施設	538.3	583.8	513.3	474.7
水郷めぐり	99.4	96.6	91.5	87.1
沖島	19.4	25.8	22.5	22.2
神社寺院関係（まつり関係含まず）	1,051.6	1,099.1	1,057.0	996.0
ホテル・旅館等	247.4	261.9	240.0	205.6
ラ・コリーナ近江八幡	1,622.1	2,130.7	2,833.9	3,109.7
その他施設	190.8	193.9	173.5	171.7
安土駅観光案内所	10.1	8.5	9.6	13.8
安土城郭資料館	19.5	22.1	18.8	19.8
信長の館	64.4	75.2	62.2	56.3
まつり関係	158.5	147.3	157.5	158.5

注）近江八幡市統計書（平成30年版、令和元年版）より

4 土地利用状況

本市の土地利用状況は、図 2-2-4 及び表 2-2-11 に示すように、農地が 46.2%、宅地が 14.1%、山林が 7.4%を占めている状況であり、農地、山林が微減傾向にある一方、宅地は徐々に増加している。

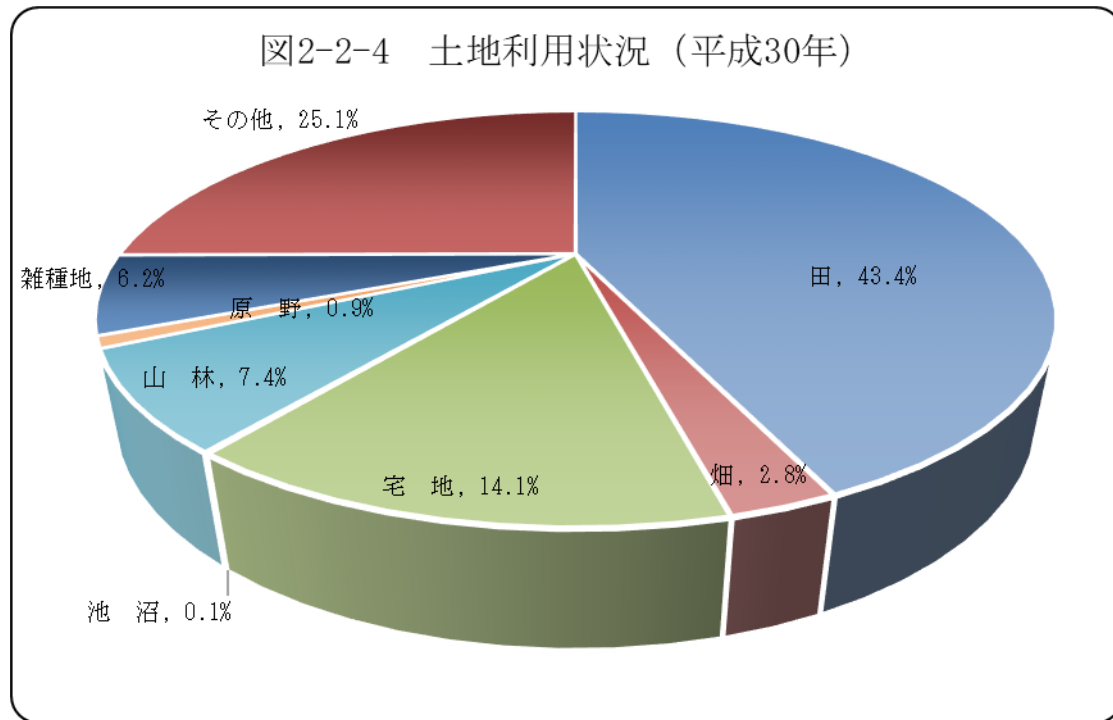


表 2-2-11 土地利用状況の推移

単位：ha

区分\年度	平成27	平成28	平成29	平成30	構成比率
田	4,430	4,419	4,409	4,402	43.4%
畑	296	291	288	286	2.8%
宅地	1,390	1,404	1,417	1,424	14.1%
池沼	14	14	14	14	0.1%
山林	759	757	753	753	7.4%
原野	91	90	90	89	0.9%
雑種地	625	630	634	633	6.2%
その他	2,537	2,537	2,537	2,541	25.1%
計	10,142	10,142	10,142	10,142	100.0%

注) 近江八幡市統計書（平成30年版、令和元年版）より

5 総合計画等

(1) 近江八幡市第1次総合計画

本市では、平成31年3月に「近江八幡市第1次総合計画」を策定し、新市のまちづくりの基本方針を定めた。

新市基本計画の概要及びごみ処理に関する基本方針等は、表2-2-12に示すとおりである。

表2-2-12 近江八幡市第一次総合計画の概要

区 分	概 要
計画の期間 (目標年度)	令和元年度から令和10年度までの10年間
将 来 像	人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」
将来人口	令和12年:77,567人
基本目標	① 創造性が豊かで行動力があり、地域を担い未来へ通じる「人」を育みます ② 一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります ③ 豊かな自然、歴史、文化を守り、活かし、未来に引き継ぎます ④ 地域の魅力を掘り起こし、暮らしを支える産業を興します ⑤ 時代にあった安全・安心な生活基盤を築き、次世代への礎を築きます ⑥ 協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます
ごみ処理 方針、施策	<ごみの減量と適正処理の推進> 【方針】 ごみの排出抑制及び再資源化等の推進や環境にやさしい循環型処理・適正処理の推進に取り組みます。 【主な事業メニュー】 ■新市における循環型社会推進地域計画の策定 ■循環型社会構築に向けた広報・啓発活動と実践的取組の推進 ■地域連携ごみ減量実践モデル事業の推進 ■徹底したごみの分別による再資源化の推進 ■ごみの不法投棄防止のための監視活動の推進 ■食品ロスの削減推進

(2) 環境基本計画

本市では、近江八幡市環境基本条例に基づき、令和3年度中に「近江八幡市環境基本計画（マスタープラン）」を改定する予定である。

環境基本計画の概要及びごみ処理に関する基本方針等は、表2-2-13に示すとおりである。

表2-2-13 環境基本計画改定案の概要

区 分	概 要
計画の期間 (目標年度)	令和4年度から令和13年度までの10年間
基本理念	望ましい環境像 ～自然との共生、歴史文化を次世代につなぐ～近江八幡市 持続可能な「水・緑くらし」 ① 市民の自主性を重んじ 協働の取組を次世代につなぎます ② 全国に誇れる 環境文化を築きます ③ 環境を保全し 持続可能な地域社会を目指します
基本方針 基本施策	基本方針1:生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう 基本施策 1-1:西の湖等における地域の生物多様性の保全 基本施策 1-2:広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生 基本方針2:全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう 基本施策 2-1:八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化景観等の保全・再生 基本施策 2-2:近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進 基本方針3:市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう 基本施策 3-1:身近な取組から始める5Rの推進(特に、リデュース、リユースの2R推進) 基本方針4:エネルギーを大切に使うことでゼロカーボンシティの実現を目指しましょう 基本施策 4-1:温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進 基本方針5:市民の健康な暮らしを支える生活環境を守りましょう 基本施策 5-1:水・大気・土の保全 基本施策 5-2:生活環境の保全
ごみ処理 方針、施策	＜基本施策 3-1:身近な取組から始める5Rの推進＞ 1人ひとりの身近な取組を通じて、リデュース(廃棄物の発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に加えて、リフューズ(過剰包装や不要物の受け取り拒否)、リジェネレート(再生品の使用)の5Rを推進していきましょう。特に、Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)と Reuse(リユース:再使用)の2Rに力を入れて取組を推進します。 【基本的な考え方】 本市におけるごみ総排出量、1人1日当たりごみ総排出量は、ともに増加傾向で推移しているため、廃棄物のさらなる減量とリサイクル等に向けた取組を進めていくことが求められます。 そこで、1人ひとりの身近な取組を通じて市民の力を合わせて、地球温暖化防止に貢献する観点からも、循環型社会の形成に向けた5Rの取組を進めていきましょう。特に、Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)と Reuse(リユース:再使用)の2Rを中心として、5Rの取組を進めていきましょう。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概要

1 ごみ処理事業の沿革

本市におけるごみ処理事業は、平成28年に稼働した環境エネルギーセンターにより円滑な清掃行政を推進する。ごみ処理事業の主な経緯は表3-1-1に示すとおりである。

表3-1-1 ごみ処理事業の沿革

年 月	近江八幡地域	安土地域
昭和37年	ごみ焼却炉(10t)完成(北之庄町)	
昭和43年		安土町ごみ焼却場完成(上出)
昭和46年 7月	ごみ焼却炉(35t ストーカ式パッチ炉)完成(北津田町)	
昭和53年 6月	粗大ごみの個別収集開始	
昭和54年 4月	浄土寺最終処分場の併用開始	
昭和57年 4月	第2衛生プラント(100t 流動床式焼却炉)完成(北津田町)	
昭和58年 4月	缶・ビン [※] の分別収集開始	
昭和61年 4月		缶・ビン・粗大ごみの分別収集開始
平成 3年 4月		中部清掃組合に加入 使用済乾電池の分別収集開始
平成 4年 1月	粗大ごみ処理施設完成	
平成 6年 3月		中部清掃組合 能登川清掃センター(粗大ごみ処理施設)竣工
平成 7年 9月	フロン回収車の導入	
平成 9年 3月	基幹的施設整備工事完成	
平成 9年10月	ペットボトル・紙パックの分別収集開始	
平成10年 2月		中部清掃組合 能登川清掃リサイクルセンター竣工
平成10年 4月	リサイクルセンター「ゆめつくる」完成、缶・ペットボトル処理開始	ペットボトルの分別収集開始
平成10年 7月	「第2衛生プラント」の施設名称を「第2クリーンセンター」に変更	
平成11年 3月	浄土寺最終処分場の埋立終了	
平成11年 4月	水基町新最終処分場の併用開始	
平成13年 4月	特定家庭用機器再商品化法の施行によりテレビ・冷蔵庫・洗濯機 エアコンの分別保管・搬出開始	ストックヤード(能登川清掃センター内)にガレキ類搬入開始 特定家庭用機器再商品化法の施行によりテレビ・冷蔵庫・洗濯機 エアコンの分別保管・搬出開始
平成14年 3月	排ガス高度処理装置の運転開始	中部清掃組合 安土一般廃棄物最終処分場竣工
平成14年 4月		廃食油の分別収集開始
平成15年 4月	新聞・雑誌の分別収集開始	新聞・雑誌・段ボールの分別収集開始 剪定枝のチップ化開始
平成16年 4月	機能回復のための施設整備工事に着手(5ヵ年計画) 特定家庭用機器再商品化法の施行により冷凍庫の分別保管・搬出開始	特定家庭用機器再商品化法の施行により冷凍庫の分別保管・搬出 開始
平成18年 4月	段ボールの分別収集開始 収集業務の全面委託	アルミ缶・スチール缶の分別収集開始
平成19年 3月		中部清掃組合 日野清掃センター(クリーンわたむき)竣工
平成19年 4月		ビン色別(3色)・白色・紙パックの分別収集開始
平成21年 4月	特定家庭用機器再商品化法の施行により薄型テレビ・衣類乾燥機の分別保 管・搬出開始	古布・使用済蛍光灯・ペットボトルキャップの分別収集開始 特定家庭用機器再商品化法の施行により薄型テレビ・衣類乾燥機の分別保管・搬出開 始
平成22年 3月	安土町と合併	近江八幡市と合併 旧焼却施設解体撤去工事完了
平成24年 4月	家庭系可燃ごみ及び不燃ごみ作業の指定ごみ袋制を開始 第2クリーンセンターの運転を休止し、積替え保管施設へ移行 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を民間へ委託	
平成25年 4月	ライター・乾電池の分別収集開始	
平成27年 7月	使用済小型の拠点回収開始	使用済小型の拠点回収開始
平成28年 8月	近江八幡市環境エネルギーセンター(熱回収施設・リサイクル施設)運転開始 蛍光灯の拠点回収開始	蛍光灯の拠点回収開始
平成28年 8月	安土地域が中部清掃組合から脱退し、環境エネルギーセンターへの搬入処理開始	
平成29年 7月	ごみ分別アプリが配信開始	
平成31年 4月	羽毛布団の売買契約(イベント回収)開始	
令和 2年 9月	ごみ分別アプリが外国語(英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語)に対応	
令和 3年10月	粗大ごみ収集依頼のオンライン申請開始	

2 ごみ処理体系

(1) ごみの分別及び処理施設について

現状のごみの分別区分を表 3-1-2 に、既存処理・処分施設の構成を表 3-1-3 に、現状のごみ処理フローは図 3-1-1 に示すとおりである。

本市では、一般廃棄物（ごみ）を可燃ごみ、不燃ごみ、缶類、ビン類（無色・茶色・その他色）、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、乾電池、ライター、小型家電、蛍光管、粗大ごみ及びがれき類等の埋立ごみに分類し、「環境エネルギーセンター」又は「一般廃棄物最終処分場」への搬入、若しくは資源回収業者へ直接引き渡しを行っている。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等は環境エネルギーセンターで選別、破砕、焼却処理等を行うとともに、缶類、ペットボトルは選別、圧縮、梱包等を行っている。

各家庭からごみステーションに出された古紙類は、収集後、直接資源回収業者等に引き渡し、がれき類等は最終処分場で埋立処分としている。

また、平成 27 年 7 月から使用済みの携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電の拠点回収を、平成 28 年 8 月からは蛍光管、水銀含有製品（体温計棟）の拠点回収をそれぞれ開始し、平成 31 年 4 月から羽毛布団の資源化を行っている。

なお、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、アルミ缶、リターナブルビン等については、奨励金制度により子ども会、自治会等の集団回収活動を支援している。

表 3-1-2 ごみの分別状況（令和 3 年 4 月現在）

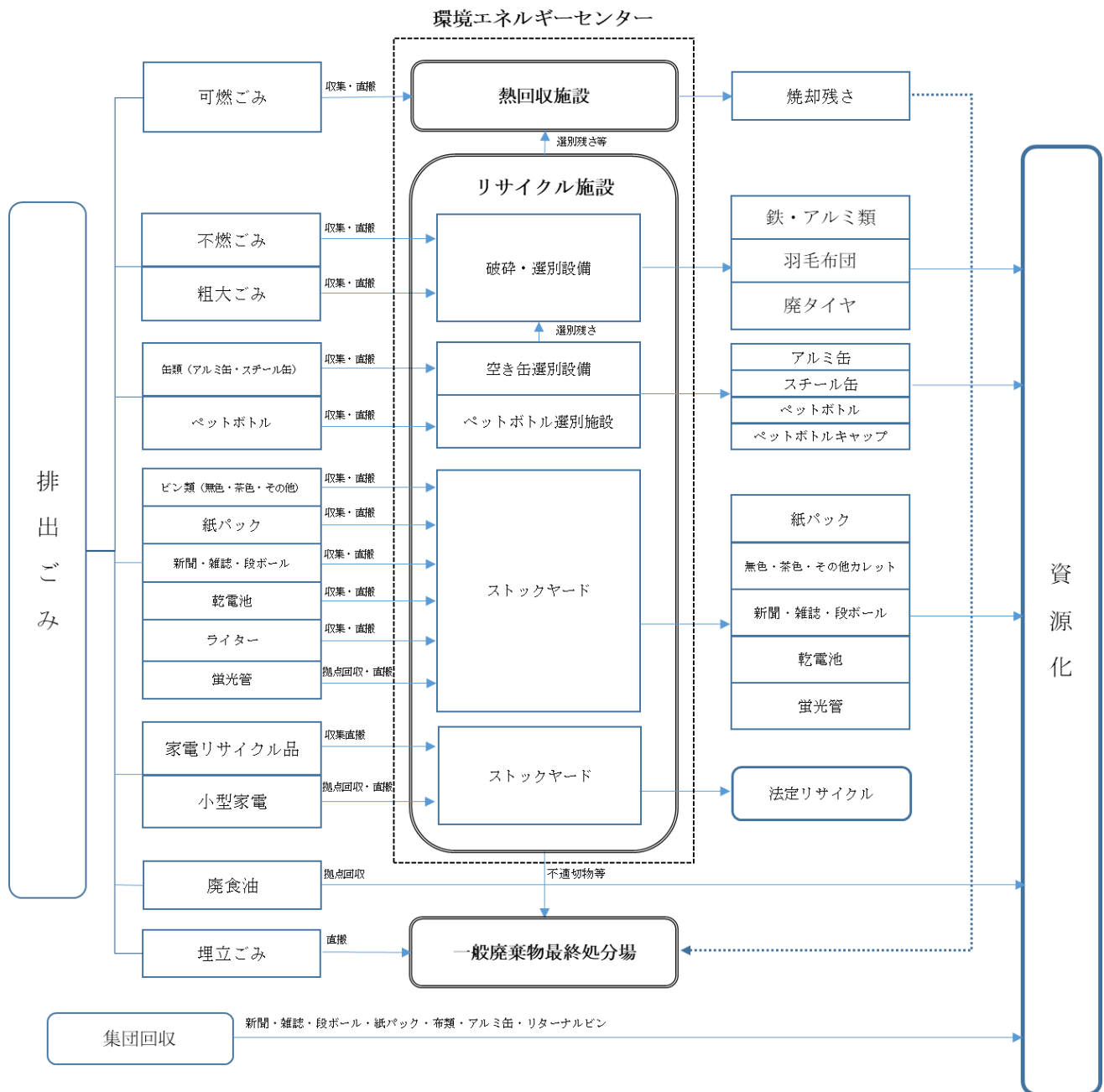
分別区分		内 容 例
可燃ごみ		プラスチック類、生ごみ、紙くず、発砲スチロール、ゴム類、木くず 等
不燃ごみ		ガラス類、陶磁器類、金属類、電化製品 等
資源ごみ等	缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶 等
	ビン類	無色 色別に分別収集
		茶色 色別に分別収集
		その他の色 色別に分別収集
	ペットボトル	材質表示マークがついたもの
	紙類	新聞 折込チラシ含む
		雑誌 書籍、百科事典、コピー用紙、はがき 等
		段ボール 菓子箱、ティッシュ箱含む
		紙パック 内側が白色のもの（アルミコーティングしたものは可燃ごみ）
	乾電池	乾電池、コイン電池
	ライター	ミニガスカートリッジで可燃性ガスが充填されていたもの
	蛍光管	割れていないもの
	廃食油	植物性のみ
	羽毛布団	ダウン率50%以上のみ
粗大ごみ		家具、布団、自転車、ストーブ等 等 （受入れ基準による）
家電リサイクル品		テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
小型家電		携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、USBメモリ、電子タバコ 等
剪定枝		長さ2m以内、直径15cm以内（竹は50cm以内）
埋立ごみ		ブロック、レンガ、ガレキ、土 等
受入・処理できないごみ		産業廃棄物、消火器、農機具、プロパンガスボンベ、耐火金庫 等

表 3-1-3 既存処理・処分施設の構成

単位：t/日、m³

ごみの種類	施設名	処理方式	竣工年月	処理量
可燃ごみ	環境エネルギーセンター (熱回収施設)	ストーカ式焼却 (サーマルリサイクル)	H28.7	76t/日
不燃ごみ・粗大ごみ	環境エネルギーセンター (リサイクル施設)	破碎・選別		8.17t/日
缶類		選別・圧縮・梱包		0.6t/日
ペットボトル		選別・圧縮・梱包		0.87t/日
ビン類・紙パック・雑誌 段ボール・乾電池・ライター 蛍光管・家電リサイクル品		保管		6.35t/日
埋立ごみ・焼却残さ	一般廃棄物最終処分場	埋め立て処分	H11.3	埋立容量 157,514m ³

図 3-1-1 現状のごみ処理フロー（令和3年4月現在）



（２）サーマルリサイクル（熱回収）について

環境エネルギーセンターでは、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用するサーマルリサイクル（熱回収）を行うため、プラスチック類（容器包装プラスチック含む）を焼却ごみとして収集し焼却している。サーマルリサイクルにより、発電した電力は施設内で利用するとともに、余剰分の電力を売電しており、焼却の際に発生する蒸気の排熱は隣接する近江八幡市立健康ふれあい公園の温水プールへ熱供給している。このように、環境エネルギーセンターは経済性に優れ、環境負荷を低減し、周辺環境との調和と地域特性に配慮した施設となっている。

第2節 ごみの排出状況

1 排出抑制の状況

(1) 生ごみの減量化

本市では、生ごみ処理器等の購入者に対して、近江八幡市生ごみ処理器購入補助金交付制度に基づき生ごみの減量化を推進している。現在の補助内容は以下のとおりである。平成27年度から電気式処理機の補助率と補助限度額を引き上げた。

過去4年間の補助実績及び生ごみの削減量（見込み）は、表3-2-1に示すとおりである。

生ごみ処理器による生ごみの削減量（見込み）については、1世帯から発生される家庭系ごみ量及び生ごみ処理器の購入数から推計した。実際の生ごみの削減量は、生ごみ処理器に応じて処理量や耐用年数が異なるため、表3-2-1の生ごみの削減量（見込み）と異なる。

○ボカシバケツ：購入費用の1/2の額に相当する補助金額

（1世帯につき5年間で2基まで、補助限度額1,000円）

○生ごみ処理器：購入費用の1/2の額に相当する補助金額

（1世帯につき5年間で2基まで、補助限度額3,000円）

○電気式処理機：購入費用の1/2の額に相当する補助金額

（1世帯につき5年間で1基まで、補助限度額20,000円）

表3-2-1 生ごみ処理器購入補助基数及び生ごみの削減量

単位：基/年、円/年、kg/年

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2	単位
補助件数 (件)	ボカシバケツ	6	3	15	85	基/年
	生ごみ処理器（コンポスト）	7	18	18	18	基/年
	電気処理による生ごみ処理器	13	19	5	36	基/年
	合計	26	40	38	139	基/年
補助金額（円）		269,800	356,400	147,200	716,400	円/年
生ごみの削減量（見込み）		2,135	3,002	2,931	8,115	kg/年

(2) 資源ごみ集団回収活動

本市では、紙類等の資源を自主的に回収している団体等に対して、近江八幡市資源ごみ集団回収団体奨励金交付制度に基づき、資源化を推進している。

対象品目は、新聞（広告チラシ含む）、雑誌（その他雑紙類含む）、段ボール（厚紙類含む）、紙パック（牛乳パック）、アルミ缶、布類（古着のみ）、リターナブルビンである。

現在の奨励金単価は、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶は3円/kg、布類は5円/kg、リターナブルビンは3円/本となっている。

過去4年間の集団回収量の実績は、表3-2-2に示すとおりである。

表3-2-2 集団回収量の実績

単位：kg/年

区分\年度	平成29	平成30	令和元	令和2
新聞	632,180	581,067	535,370	332,097
雑誌	256,800	254,171	237,130	172,745
ダンボール	318,750	315,163	291,050	211,685
紙パック	250	410	380	280
アルミ缶	21,669	20,958	21,118	16,170
びん	2,769	2,447	2,163	1,016
古布	118,452	119,349	120,270	83,060
計	1,350,870	1,293,565	1,207,481	817,053
奨励金対象外	2,991	4,705	1,214	1,463
総合計	1,353,861	1,298,270	1,208,695	818,516

2 ごみ総排出量の状況

環境エネルギーセンターが稼働してから、過去4年間のごみ総排出量（収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量）の推移は、図3-2-1、図3-2-2及び表3-2-4に示すとおりである。

ごみ総排出量は年々増加しており、1人1日当たりのごみ排出量も同様に増加している。このうち、家庭系ごみ量は平成29年以降は増加しているが、事業系ごみ量は新型コロナウイルスの影響で令和2年度は減少している。また、資源ごみ集団回収量についても、年々減少しており、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で大幅に減少している。

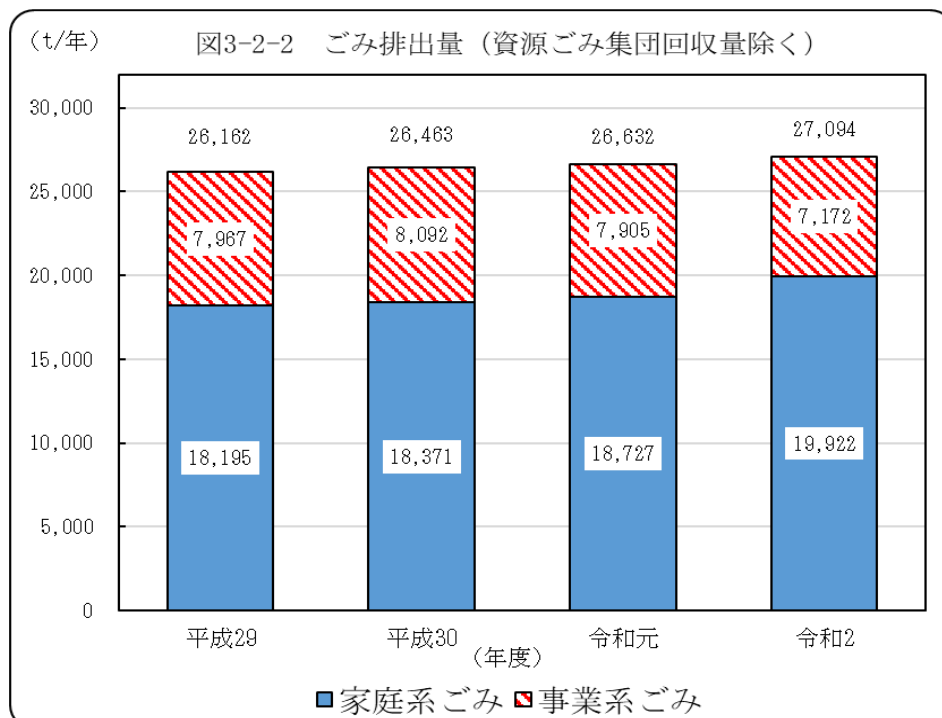
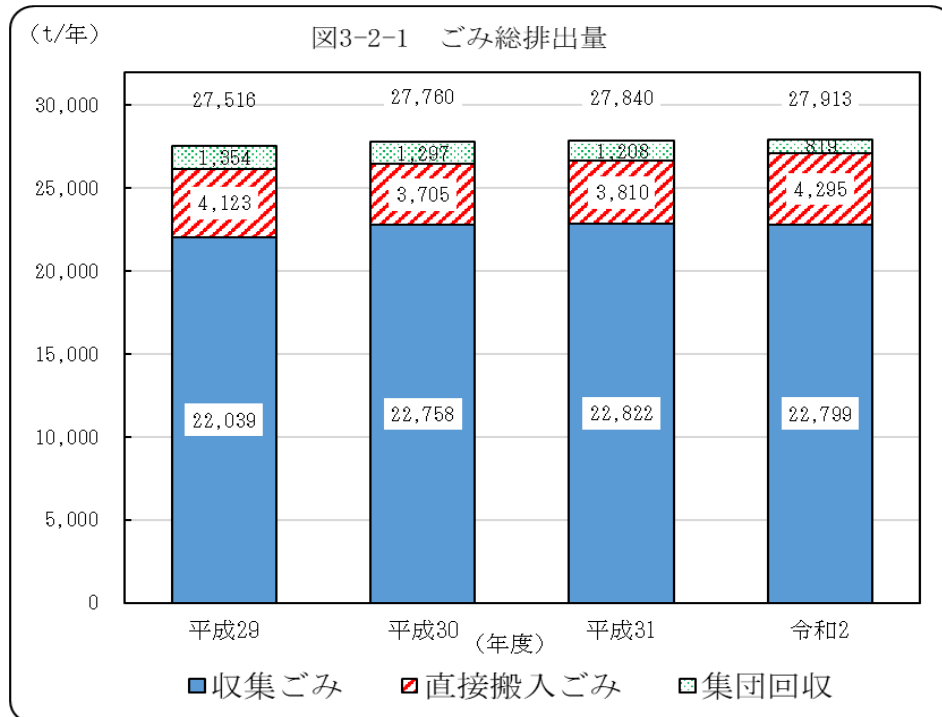


表 3-2-3 ごみ量の内訳表

単位：t/年

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2
家庭系ごみ	収集ごみ量	16,464	16,442	16,399	16,942
	直接搬入量	1,731	1,929	2,328	2,980
	小計	18,195	18,371	18,727	19,922
事業系ごみ	収集ごみ量	5,575	6,316	6,423	5,857
	直接搬入量	2,392	1,776	1,482	1,315
	小計	7,967	8,092	7,905	7,172
合計(家庭系+事業者系) ごみ排出量		26,162	26,463	26,632	27,094
家庭系ごみ 及び 事業系ごみ	収集ごみ量	22,039	22,758	22,822	22,799
	直接搬入ごみ量	4,123	3,705	3,810	4,295
資源ごみ集団回収量		1,354	1,297	1,208	819
合計(収集+直接搬入+集団回収) ごみ総排出量		27,516	27,760	27,840	27,913

注) 排出量は、一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)より

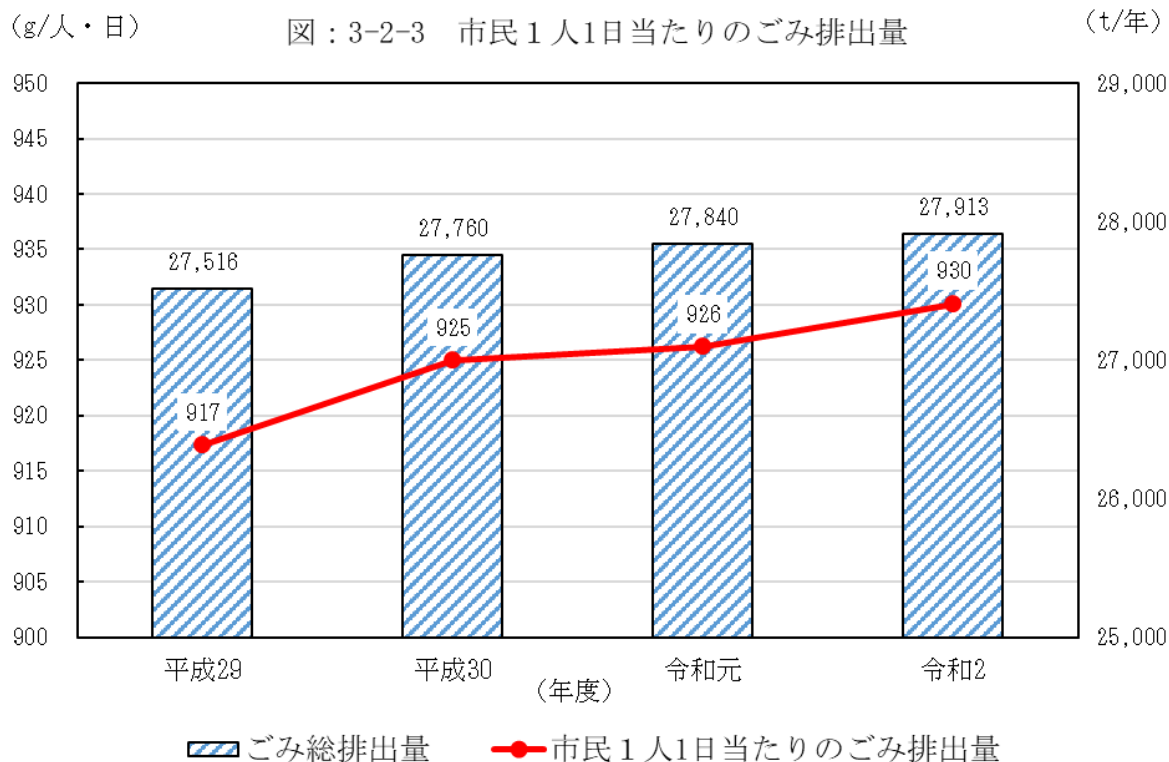


表 3-2-4 ごみ総排出量等の実績

単位：t/年

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2	備考
人口		82,183	82,227	82,129	82,223	9月30日の人口
収集ごみ量	可燃ごみ	19,904	20,671	20,833	20,680	脱水汚泥含む
	不燃ごみ	605	633	595	656	
	資源ごみ	缶類	122	122	121	131
		ビン類	440	401	383	392
		ペットボトル	128	151	151	157
		新聞	215	200	195	183
		雑誌	182	168	166	179
		段ボール	285	275	263	321
		紙バック	18	17	18	14
		乾電池	19	4	5	5
		蛍光管	2	5	4	5
		廃食油	2	2	3	2
		ライター	-	-	-	-
						ペットボトルに含む
	粗大ごみ	93	83	86	73	
直接搬入ごみ量 (拠点回収等含む)	可燃ごみ	2,283	1,605	1,757	1,612	
	不燃ごみ	75	75	66	34	
	資源ごみ	33	35	36	34	
	粗大ごみ	719	833	894	1,102	
	埋立ごみ	738	781	760	854	
	蛍光管	1	0	1	1	拠点回収
	再生活用(剪定枝等)	275	376	277	648	許可業者が処理
	古布等	10	15	11	0	イベント回収
	小型家電	13	11	8	10	拠点回収
ごみ排出量	可燃ごみ	22,187	22,276	22,590	22,292	
	不燃ごみ	680	708	661	690	
	資源ごみ	1,745	1,782	1,641	2,083	
	粗大ごみ	812	916	980	1,175	
	埋立ごみ	738	781	760	854	
資源ごみ集団回収量		1,354	1,297	1,208	819	
ごみ総排出量		27,516	27,760	27,840	27,913	
市民1人1日当たりのごみ排出量		917	925	926	930	単位：g/人・日

注) 一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)より

3 ごみの性状

環境エネルギーセンター稼働後に毎月行っているごみの組成分析結果は、表 3-2-5 及び図 3-2-4～図 3-2-7 に示すとおりである。

ごみの組成分析は環境エネルギーセンター内のごみピットにある家庭系ごみ・事業系ごみを合わせてランダムで抽出し、分析を行っている。分析結果では、紙類の占める割合が最も高くなっており、35%前後で推移している。これに対してビニール類は20%前後、厨芥類は16%前後で推移しており、令和2年度では13.1%となっている。ごみの三成分では、可燃分が50%以上を占め、水分は40%程度となっている。

令和2年度の低位発熱量は、水分の割合が減少し、可燃分が増加したため12,336kJ/kgとなり前年に比べ増加している。

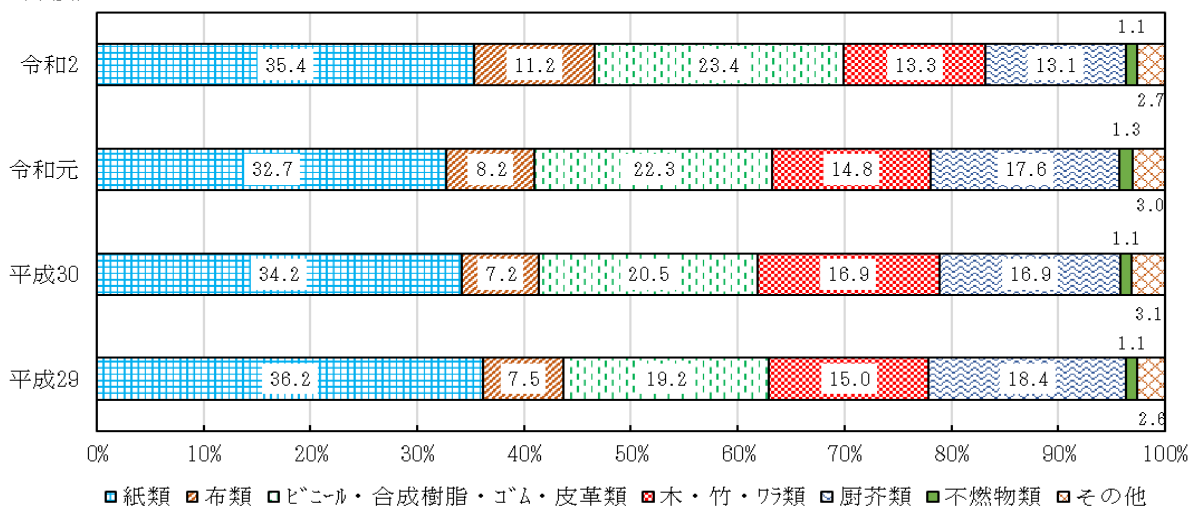
表 3-2-5 ごみ質調査結果

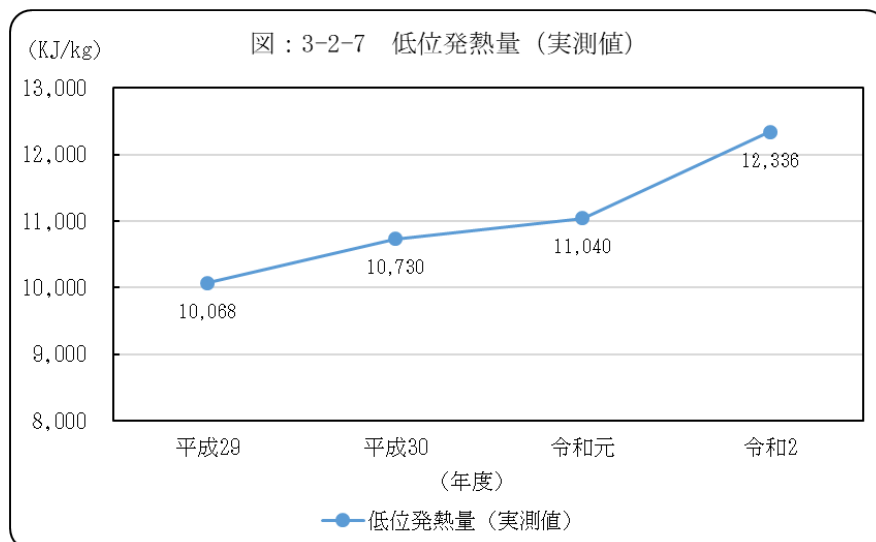
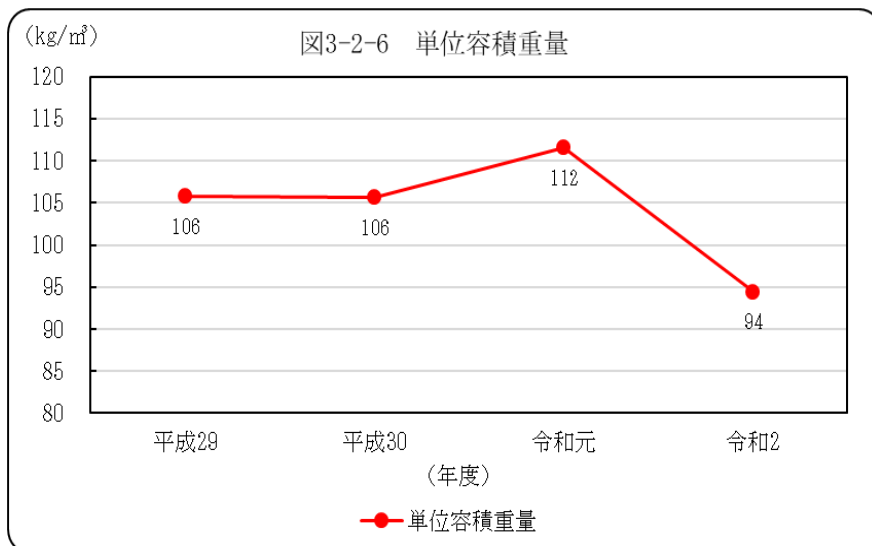
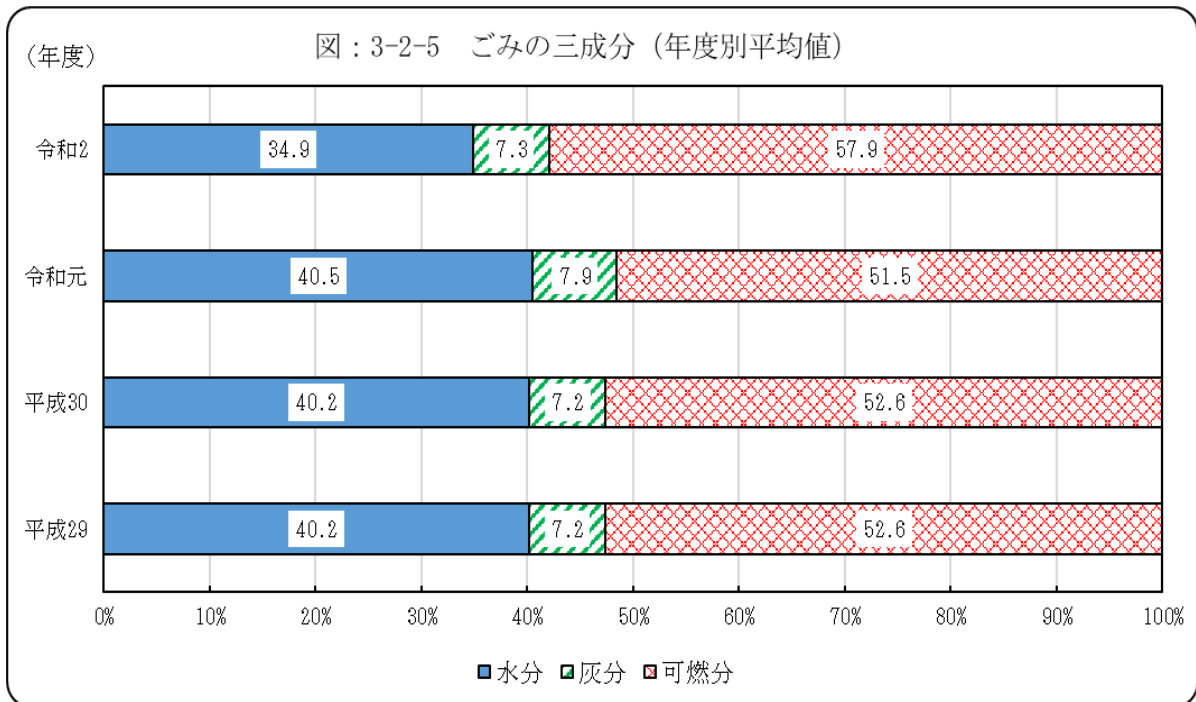
単位：％、kg/m³、kJ/kg

項目\年度		平成29	平成30	令和元	令和2	平均	単位
ごみの種類・組成	紙類	36.2	34.2	32.7	35.4	34.6	％
	布類	7.5	7.2	8.2	11.2	8.5	％
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	19.2	20.5	22.3	23.4	21.4	％
	木・竹・ワ類	15.0	16.9	14.8	13.3	15.0	％
	厨芥類	18.4	16.9	17.6	13.1	16.5	％
	不燃物類	1.1	1.1	1.3	1.1	1.1	％
	その他	2.6	3.1	3.0	2.7	2.8	％
単位容積重量		106	106	112	94	104	kg/m ³
性状分析 (3成分)	水分	40.2	40.2	40.5	34.9	38.9	％
	灰分	7.2	7.2	7.9	7.3	7.4	％
	可燃分	52.6	52.6	51.5	57.9	53.6	％
低位発熱量（実測値）		10,068	10,730	11,040	12,336	11,044	kJ/kg

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

図：3-2-4 ごみ質調査結果（年度別平均値）





第3節 ごみ処理の状況

1 収集・運搬の状況

ごみの分別区分及び収集・運搬方法等は、表 3-3-1 に示すとおりである。

表 3-3-1 ごみの分別区分及び収集・運搬の現状（令和 3 年 4 月現在）

分別区分			排出形態		収集頻度	収集方法
可燃ごみ			指定ごみ袋	集積所	週 2 回	委託収集
不燃ごみ			指定ごみ袋	集積所	月 1 回	委託収集
資源 ご み 等	缶類		市指定容器	集積所	月 1 回	委託収集
	ビン類	無色				
		茶色				
		その他				
	ペットボトル		紐結束			
	紙類	新聞				
		雑誌				
		段ボール				
		紙パック				
	ライター・乾電池		市指定容器			
蛍光管		回収ボックス	拠点回収			
廃食油		指定なし				
小型家電			回収ボックス	拠点回収		
粗大ごみ			直接搬入または個別収集		個別収集は 週 1 回（有料）	個別収集は委託収集
家電リサイクル品			別途手数料要			
埋立ごみ			直接搬入			
事業系ごみ（一般廃棄物）			許可業者による収集または直接搬入			

家庭系ごみのうち可燃ごみは週2回、不燃ごみ及び資源ごみは月1回の頻度でステーション方式により委託業者が収集を行っており、平成24年4月から可燃ごみ及び不燃ごみについて市全域での指定ごみ袋制を導入した。

粗大ごみは、処理施設への直接搬入（処理手数料200円/10kg）もしくは戸別有料収集（申込制、毎週土曜日）とし、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）による家電リサイクル品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、原則として購入した電気店等での引取りとしているが、引取りできない場合については、排出者が郵便局でリサイクル券（リサイクル料金の振込み）発行手続きを行い、戸別有料収集又は施設への直接搬入（別途運搬料金が必要）としている。がれき類等の埋立ごみは、家庭から出る少量のものに限り直接搬入でのみ受け入れている。

一方、事業系ごみは、許可業者による収集、又は排出事業者が処理施設へ直接搬入することとしており、廃棄物処理法で規定される産業廃棄物以外の事業系ごみのみ受け入れている。

直接搬入ごみの処理手数料は、表3-3-2に示すとおりである。

表 3-3-2 ごみ処理手数料（令和3年4月1日現在）

区分		ごみ処理手数料	備考
環境エネルギーセンター	家庭系ごみ	200円/10kg	一部指定品目除く
	事業系ごみ	250円/10kg(100kg未満) 300円/10kg(100kg以上)	
最終処分場	家庭系ごみ	200円/10kg	

注）家電リサイクル品及び一部粗大ごみのごみ処理手数料は、手数料条例による

2 中間処理の状況

中間処理施設の概要は、表 3-3-3 に示すとおりである。

平成 28 年からは環境エネルギーセンターが稼働し、施設内で中間処理を行っている。

表 3-3-3 中間処理施設の概要

施設名称		環境エネルギーセンター
所在地		近江八幡市竹町1143番地
敷地面積		約45,900㎡
竣工年月		平成28年7月
熱回収施設	処理能力	76t/日（38t/24h×2基）
	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式焼却炉）
	設備概要	受入供給設備：ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備：ストーカ式
		焼却ガス冷却設備：廃熱ボイラ式
		排ガス処理設備：有害ガス除去装置+ろ過式集じん装置
		余熱利用設備：発電（980kw）
		通風設備：平衡通風方式
リサイクル施設	灰処理設備	飛灰薬剤処理
	処理能力	16.35t/日 内訳：不燃・粗大ごみ8.17t/日、缶類0.6t/日 ペットボトル0.87t/日、保管設備6.71t/日
	処理方式	不燃・粗大ごみ：破碎+磁力選別+風力選別+アルミ選別 缶類：磁力選別+アルミ選別+圧縮 ペットボトル：手選別+圧縮梱包
ストックヤード		ビン・紙パック・段ボール・新聞・雑誌・乾電池・蛍光管・羽毛布団等

過去4年間における中間処理量の実績は、表3-3-4及び図3-3-1に示すとおりである。

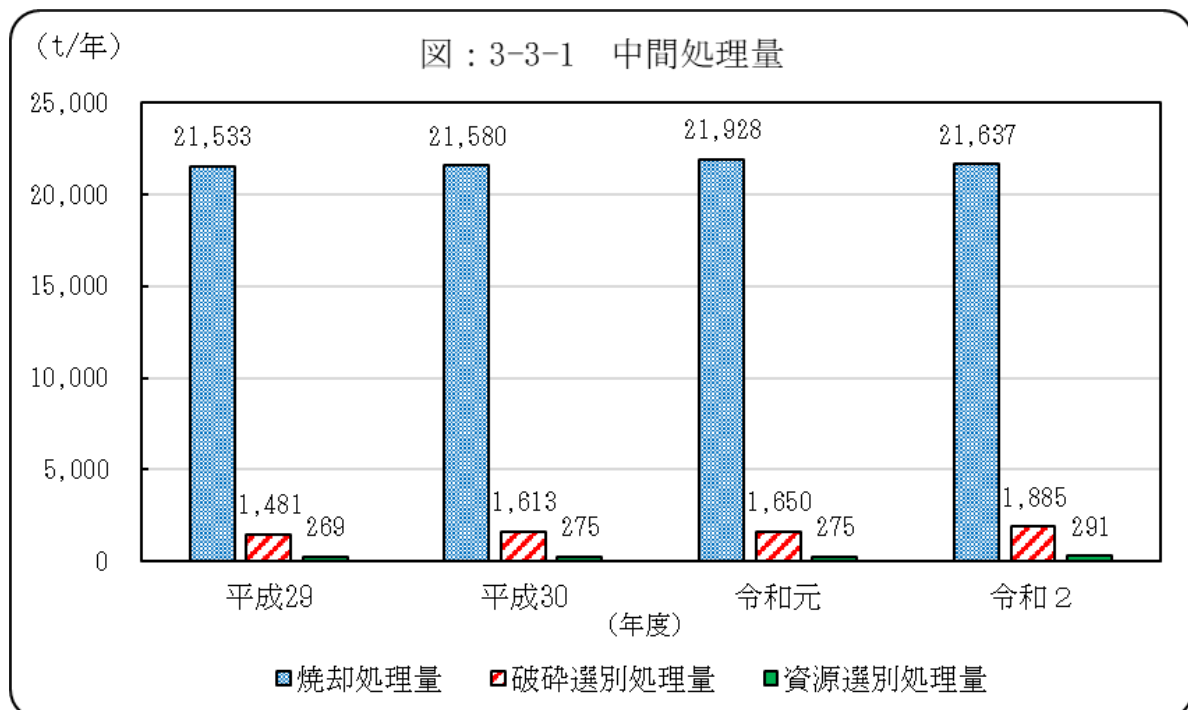
環境エネルギーセンターで焼却処理及び破碎選別処理を行っており、焼却処理量は年々増加していたが、令和2年度に減少した。破碎選別処理量及び資源化選別処理量については、年々増加している。

表3-3-4 中間処理量の実績

単位：t/年

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2
焼却処理量	可燃ごみ等	21,533	21,580	21,928	21,637
破碎選別処理量	不燃ごみ	680	708	662	692
	粗大ごみ	801	905	988	1,193
	計	1,481	1,613	1,650	1,885
資源選別処理量	缶類	123	122	122	132
	ペットボトル	146	153	153	159
	計	269	275	275	291

注) 一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)



3 再資源化の状況

分別収集された資源ごみは、表 3-3-5 に示すように中間処理施設で資源回収されるものと、直接資源回収業者に引き渡すものがある。

表 3-3-5 資源ごみの分別回収方法

回収方法	品目		備考
中間処理施設での資源回収 (環境エネルギーセンター)	金属類 (不燃・粗大ごみ)		選別
	羽毛布団 (粗大ごみ)		選別
	缶類		選別・圧縮
	ペットボトル		選別・圧縮・梱包
直接資源業者に引き渡し (環境エネルギーセンターで 保管後引き渡し含む)	紙類	新聞	
		雑誌	
		段ボール	
		紙パック	
	ビン類	無色	色別に保管後、引き渡し
		茶色	
		その他の色	
	乾電池		
	蛍光管		
	廃食油		
	使用済小型家電		一部、不燃ごみから選別
※再生活用業者に直接搬入	木くず等		

過去4年間における再資源化の実績は、図3-3-2及び表3-3-6に示すとおりである。

資源ごみ集団回収量も含めた総資源化量は、平成30年度までは増加していたが、令和元年度以降は微減、微増しており、令和2年度のリサイクル率（総資源化量÷ごみ総排出量）は、11.9%である。

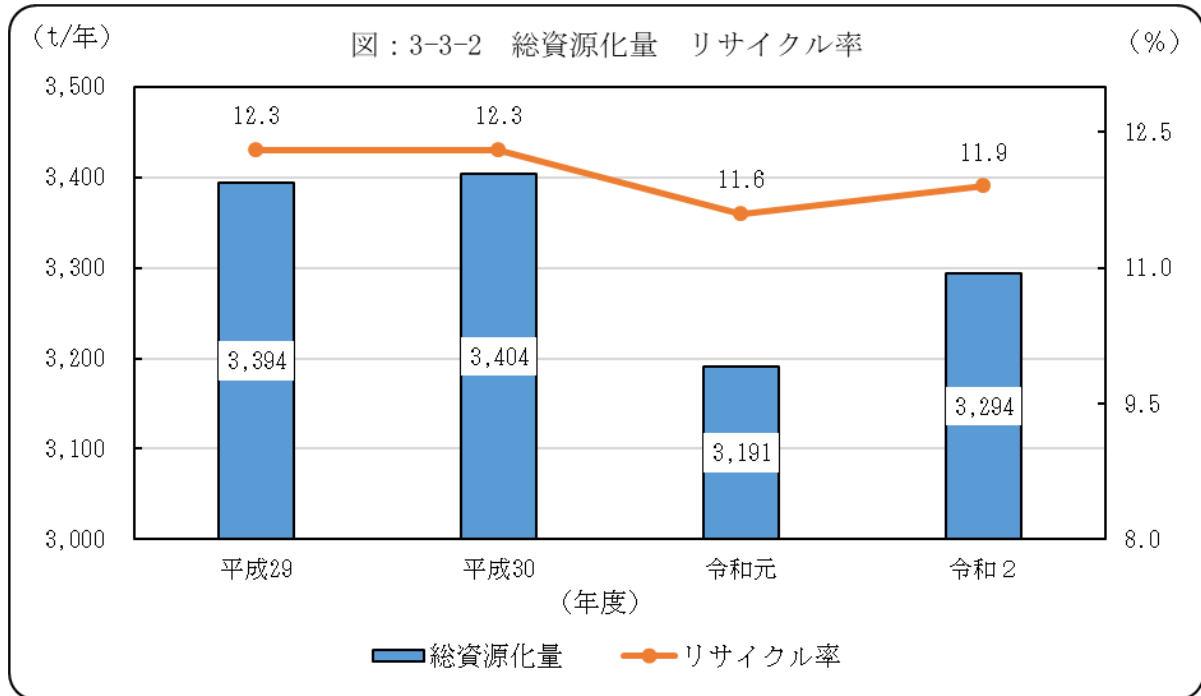


表 3-3-6 再資源化の実績（市全体）

単位：t/年

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2	備考
金属類（缶類含む）		345	369	396	451	
ペットボトル		130	117	109	116	
紙類	新聞・雑誌	404	389	390	394	
	紙パック	18	11	10	8	
	段ボール	294	295	285	352	
ビン類		455	394	385	378	
廃食油		2	2	3	2	
その他		347	530	405	774	乾電池・蛍光灯・羽毛布団・木くず（再生活用）・古布 等
集団回収		1,354	1,297	1,208	819	
総資源化量		3,394	3,404	3,191	3,294	
リサイクル率		12.3	12.3	11.6	11.9	

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）

4 最終処分の状況

最終処分場は、表 3-3-7 に示すように平成 11 年度から埋立てを開始しており、焼却残渣やがれき類等を埋立処分している。令和 2 年度末現在の残余容量は 44,715m³（全体容量 157,514m³の約 28%程度）となっている。

また、過去 4 年間における最終処分量の実績は、表 3-3-8 に示すように、年々増加している。また、ごみ総排出量に対する最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）は令和 2 年度で 14.4%である。

表 3-3-7 最終処分場の概要

施設名称	近江八幡市一般廃棄物最終処分場
所在地	近江八幡市水茎町163番地
竣工年月	平成11年3月
敷地面積	32,256m ²
埋立面積	24,800m ²
埋立容量	157,514m ³
埋立対象	ガレキ類、焼却残さ
しゃ水工	二重しゃ水シート
浸出水 処理施設	処理：90m ³ /日 処理方式：ダイオキシン類処理+カルシウム凝集沈殿 +接触曝気脱窒素処理+凝集沈殿+砂ろ過 +活性炭吸着+滅菌

表 3-3-8 最終処分量の実績

単位：t/年

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2	備考
ごみ総排出量		27,498	27,682	27,840	28,049	
最終処分	焼却灰	2,993	3,049	3,114	3,111	環境エネルギーセンターより
	がれき	73	150	193	214	
	ヘドロ	666	606	577	654	
	その他	56	47	40	73	
	計	3,787	3,851	3,924	4,052	
	最終処分率	13.8%	13.9%	14.1%	14.4%	最終処分量/ごみ総排出量

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

5 温室効果ガス（CO₂）排出量

ごみ処理事業に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素換算値）は、表 3-3-9 に示すとおりである。

本市域における令和元年度の排出量は、467 t 程度であり、1 人 1 日当たりの排出量は 15.6 g/人・日となっている。

表 3-3-9 ごみ処理事業に伴う温室効果ガス排出量（令和元年度）

単位：kg-CO₂、%、kg/人・日

区分\年度	温室効果ガス		備考
	排出量（kg-CO ₂ ）	構成比	
収集・運搬過程	181,152	39%	収集車両等の燃料使用
中間処理過程	141,406	30%	環境エネルギーセンターでの電力使用
最終処分過程	144,950	31%	最終処分場での燃料・電力使用
合計	467,508	100%	
1 人 1 日当たり排出量 （g/人・日）	15.6		令和元年度：82,223人

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

6 ごみ処理経費の状況

本市のごみ処理経費の実績は、表 3-3-10 に示すとおりである。

本市における令和 2 年度の処理経費は 863,470 千円になり、1 人当たりの処理経費は 10,502 円/人・年となっている。

表 3-3-10 ごみ処理経費の実績

単位：千円

区分\年度		平成29	平成30	令和元	令和2	備考
処理 及 び 維 持 管 理 費	人件費	27,004	15,431	15,623	16,110	
	処理費	15,553	13,157	20,161	8,005	
	委託費	792,548	794,012	804,671	839,355	
	その他	0	0	27,136	0	
	合計	835,105	822,600	867,591	863,470	
市民1人当たり処理経費 (建設・改良費を除く)		10,162	10,004	10,564	10,502	単位：円/人・年

注) 各経費は、一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）

第4節 ごみ処理行政の動向

1 国の動向

(1) 減量化目標等

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」（平成28年改正）の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）の中でも、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。

表 3-4-1 廃棄物処理基本方針の概要

区分	廃棄物処理基本方針（一般廃棄物）
基準年度	平成24年度（2012年度）
目標年度	令和2年（2020年度）
排出量	約12%削減
再生利用率	約27%
最終処分量	約14%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g／人・日
その他の目標量 減量化の目標達成に資する取組目標 廃棄物エネルギー利用の観点からの目標	＜減量化の目標達成に資する取組目標＞ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合調査を実施したことがある市町村数：200市町村 家電リサイクル法上の小売業者の取引義務外品の回収体制を構築している市町村の割合：100% 使用済小型家電の再生のための回収を行っている市町村の割合80% ＜廃棄物エネルギー利用の観点からの目標＞ 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備された焼却施設で処理させたものの割合を約69%に増加させる （平成24年度：熱回収可能な焼却施設約79%、発電設備約66%）

表 3-4-2 第四次循環社会形成推進基本計画の概要

区分		第四次循環型社会形成推進基本計画
目標年度		令和7年度（2025年度）
資源生産性		約49万円/トン
循環利用率		約18%
最終処分量		約1,300万トン
一般廃棄物の減量化	1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
	1人1日当たり家庭から排出するごみ排出量 （資源回収、粗大ごみを除く）	約440g/人・日

2 県の動向

(1) 減量化目標等

滋賀県では、令和3年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定され、一般廃棄物処理の基本方針や減量化目標等は、表3-4-3に示すとおりである。

表3-4-3 第五次滋賀県廃棄物処理計画の概要

区分	第五次滋賀県廃棄物処理計画
目標年度	令和7年度（2025年度）
基本方針	1. 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進 2. 循環型社会の実現に向けた3Rおよび環境負荷低減の取組の推進 3. 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進
一般廃棄物の減量化目標	1. 1人1日当たりのごみ排出量 平成30年度：834g 令和7年度：804g（目標値） 2. 1人1日当たり最終処分量 平成30年度：84g 令和7年度：82g（目標値）
取組に係る目標	1. マイバッグ持参率（レジ袋辞退率） 令和元年度：90.1% 令和7年度：85%以上（目標値） 2. 県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数 令和元年度：23箇所 令和7年度：100箇所（目標値） 3. 食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合 令和2年度：78.3% 令和7年度：80%以上（目標値） 4. 「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数 令和元年度：118店 令和7年度：300店（目標値） 5. 市町災害廃棄物処理計画の策定率 令和元年度：42.1% 令和7年度：100%（目標値） 6. 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加数 令和元年度：231,814人 計画期間累計：120万人 7. 優良産廃処理業者認定数 令和元年度：181件 令和7年度：270件（目標値） 8. 廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率 平成26年度：100% 計画期間累計：100% 9. 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率 令和元年度：79.3% 計画期間累計：85%以上

3 地域の関係法令等

(1) 廃棄物・リサイクル関連法

平成12年は、循環型社会形成元年として、循環型社会の形成に関する基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この法律は、平成5年に制定された循環保全の総合的な推進を目的とする「環境基本法」の理念を明確化したもので、循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物処理・リサイクルに係る7つの法律が整備された。

具体的には、廃棄物処理法の改正、「再生資源利用促進法」が「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）に改正された。

個別製品のリサイクルについては、以下の表のとおり法整備された。

年度	名称
平成7年	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
平成10年	特定家庭用機器再商品化法
平成12年	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
平成24年	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
令和3年	プラスチック資源循環促進法

なお、上記リサイクル法のうち、容器包装リサイクル法が平成18年6月に、食品リサイクル法が平成19年6月にそれぞれ一部改正されている。

一方、滋賀県及び本市における廃棄物処理に関する条例等は、表3-4-4に示すとおりである。

表3-4-4 滋賀県及び本市の廃棄物処理に関する条例等

滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する施行細則（平成5年4月1日 規則第35号）
滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年3月30日 条例第20号）
近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成22年12月22日 条例第256号）
同上条例施行規則（平成23年4月1日 規則第23号）
近江八幡市廃棄物減量等推進審議会規則（平成23年1月7日 規則第3号）

(2) 環境保全関係法令

ごみ処理施設等の整備に当たっては、その規模と内容に応じて廃棄物処理法をはじめ、表 3-4-5 に示す環境保全関係法令等の適用を受けることになる。

表 3-4-5 環境保全関係法令(ごみ処理施設の場合)

法律名	適用範囲等
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設（焼却施設においては、1時間当たり200kg以上または、火格子面積が2㎡以上）は本法の対象となる。
大気汚染防止法	火格子面積が2㎡以上、または焼却能力が1時間あたり200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上または、火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象とする。
振動規制法	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。
下水道法	1時間当たり200kg以上または、火格子面積が2㎡以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合は、本法の特定施設に該当する。
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉で1時間当たり50kg以上または、火格子面積0.5㎡以上が特定施設となり、大気、水質、土壌の環境基準と排出基準の適用を受ける。

また、滋賀県及び本市の環境保全等に関する条例は、表 3-4-6 に示すとおりである。

表 3-4-6 滋賀県及び本市の環境保全等に関する条例

滋賀県環境基本条例（平成8年3月29日 条例第18号）
滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成16年3月29日 条例第28号）
滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する（平成23年3月22日 条例第12号）
滋賀県環境影響評価条例（平成10年12月24 条例第40号）
滋賀県公害防止条例（昭和47年12月21日 条例57号）
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水水準を定める条例（昭和47年12月21日 条例第58号）
水質汚濁防止法第4条第1項の規定に基づく排水水準を定める条例（昭和47年12月21日 条例第59号）
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定（昭和48年3月31日 告示第120号）
振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定（昭和53年4月10日 告示第158号）
悪臭防止法に基づく悪臭原因物を規制する地域の指定及び規制基準の設定（平成13年3月30日 告示第204号）
近江八幡市環境基本条例（平成22年12月22日 条例第254号）
近江八幡市環境審議会規則（平成23年1月7日 規則第2号）
近江八幡市環境保全に関する条例（平成22年12月22日 条例第255号）
近江八幡市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（平成22年4月1日 規則第196号）

第5節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

令和元年度における本市、滋賀県内市町及び全国平均の状況は、表 3-5-1 及び図 3-5-1 に示すとおりである。

表 3-5-1 ごみ処理の評価表

評価項目	近江八幡市 (令和元年度)	全国・県の実績値 (令和元年度)		単位
		全国	滋賀県	
1人1日当たりごみ排出量	926	918	837	g/人・日
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	663	638	613	g/人・日
リサイクル率	11.6	19.6	17.8	%

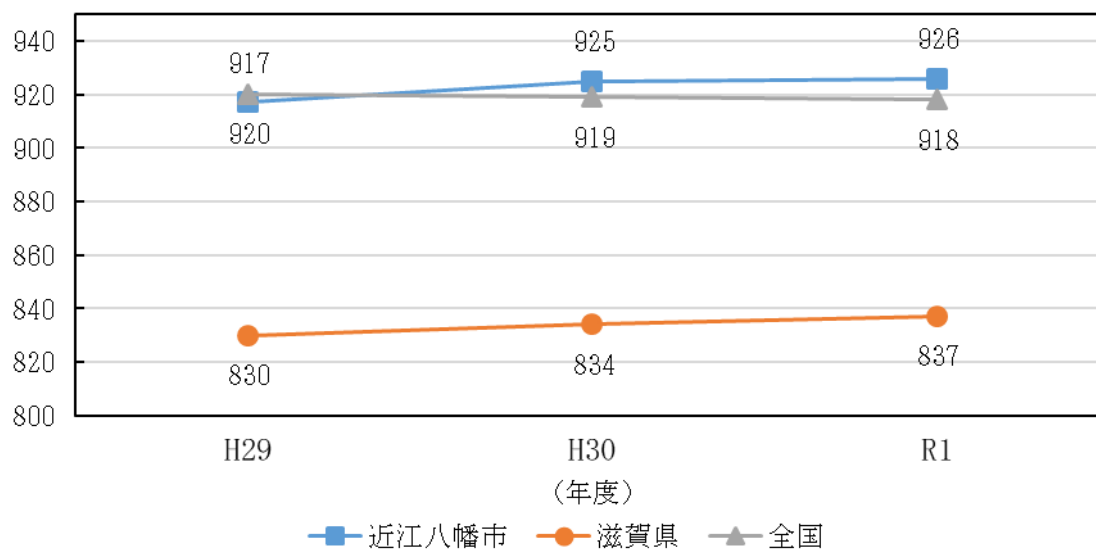
注) 近江八幡市の排出量は、一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より
国の廃棄物処理基本方針および第五次滋賀県廃棄物処理計画より

(1) ごみ総排出量

本市の令和元年度のごみ排出量（g/人・日）は 926 g で、全国平均 918 g、県全体平均 837 g と比べるといずれも多くなっている。

(g/人・日)

図：3-5-1 1人1日当たり排出量の推移



(2) リサイクル率

本市のリサイクル率は令和元年で 11.6%、全国平均や県平均を下回っており、国や県の目標値を達成するためには更なる再資源化を推進する必要がある。また、本市の 1 人 1 日当たりの総資源化量 (g/人・日) は、表 3-5-3 に示すように全国平均や県平均に比べて少なく、106g で全国平均 (180 g) の 6 割程度になる。なお、全国平均が高い要因として、プラスチック製容器包装の回収量や焼却残渣のリサイクル量、固形燃料化量等も含まれているためであり、これらを除くと 162 g 程度になる。

また、本市の総資源化量やリサイクル率が他市等に比べて低くなっている要因としては、プラスチックごみ等を焼却処分し、サーマルリサイクル (熱回収) として利用していることが考えられる。

表 3-5-2 全国平均及び滋賀県内市町のごみ排出状況等 (令和元年度実績)

単位：人、g/人・日、%、t/年

区分	総人口 (人)	ごみ排出量 (g/人・日)			リサイクル率 (%)		最終処分	
			家庭系	事業系		固形燃料等・焼却灰を除く	量 (t/年)	率 (%)
近江八幡市	82,129	926	663	263	11.6	11.6	3,881	13.9%
大津市	343,563	830	628	202	15.7	15.7	11,846	11.4%
彦根市	112,928	879	674	206	13.5	13.5	3,881	10.7%
長浜市	118,103	821	603	218	13.1	13.1	4,521	12.7%
草津市	134,658	859	584	275	16.6	16.6	4,246	10.0%
守山市	83,570	791	577	214	24.5	24.5	2,969	12.3%
栗東市	70,063	816	512	303	27.2	25.4	1,121	5.4%
甲賀市	90,753	889	606	283	14.2	12.4	3,294	11.2%
野洲市	51,334	744	579	165	10.1	10.1	1,782	12.8%
湖南市	55,273	802	535	266	12.7	12.7	1,505	9.3%
高島市	48,348	901	740	160	17.8	9.1	1,001	6.3%
東近江市	114,311	839	619	220	14.9	14.9	1,497	4.3%
米原市	38,614	768	596	173	16.2	16.2	1,282	11.8%
日野町	21,518	852	664	188	18.3	18.3	268	4.0%
竜王町	11,996	951	545	406	11.8	11.8	191	4.6%
愛荘町	21,379	618	516	102	95.0	6.9	0	0.0%
豊郷町	7,358	879	735	143	94.9	31.4	122	5.2%
甲良町	6,940	726	654	71	93.5	25.5	120	6.5%
多賀町	7,291	850	649	201	94.0	22.6	136	6.0%
県全体	1,420,129	837	613	224	17.8	15.4	43,663	10.0%
全国平均	127,156,017	918	638	280	19.6	17.8	3,798,128	8.9%

注) 一般廃棄物処理事業実態調査票 (環境省) より

表 3-5-3 令和元年度 1 人 1 日当たり資源化量の実績

単位：人、t/年、g/人・日、%

区分	近江八幡市	滋賀県	全国
総人口（人）	82,129	1,420,129	127,156,017
ごみ総排出量（t/年）	27,840	435,270	42,736,787
（g/人・日）	926	889	918
資源化量（t/年）	1,983	61,105	6,488,830
（g/人・日）	66	118	139
集団回収量（t/年）	1,208	15,896	1,908,851
（g/人・日）	40	31	41
総資源化量（t/年）	3,191	77,001	8,397,681
（g/人・日）	106	148	180
リサイクル率（%）	11.6	17.8	19.6

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

（３）サーマルリサイクルの含むリサイクル率

環境エネルギーセンターでは、可燃ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用するサーマルリサイクル（熱回収）を行っている。サーマルリサイクルした廃棄物については、「一般廃棄物処理事業実態調査」のリサイクル率に含めることはないが、サーマルリサイクルの主な原料となるプラスチック類のみ資源化できたと仮定したリサイクル率は表 3-5-4 に示すとおりである。

令和 2 年度のサーマルリサイクルを含むリサイクル率は 30%程度になる。

表 3-5-4 サーマルリサイクル（プラスチック類）を含むリサイクル率

単位：％、t/年

項目\年度	平成29	平成30	令和元	令和2	単位
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 （組成分析）	19.2	20.5	22.3	23.4	％
可燃ごみ 総排出量	22,187	22,276	22,590	22,292	t/年
ごみ総排出量	27,516	27,760	27,840	27,918	t/年
サーマルリサイクルによる リサイクル量（仮定）	4,264	4,569	5,038	5,210	t/年
サーマルリサイクル含む 総資源化量	7,658	7,973	8,229	8,504	t/年
サーマルリサイクル含む リサイクル率	27.8	28.7	29.6	30.5	％

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

表 3-5-5 全国及び滋賀県の総資源化量内訳（令和元年度実績）

単位：t/年、g/人・日

品 目	全国		滋賀県	
	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
紙類	3,247,873	69.8	28,140	54.1
紙パック	14,481	0.3	127	0.2
紙製容器包装	124,174	2.7	1,810	3.5
金属類	848,593	18.2	7,994	15.4
ガラス類	703,767	15.1	6,418	12.3
ペットボトル	315,253	6.8	3,063	5.9
白色トレイ	3,051	0.1	103	0.2
容器包装プラスチック	666,694	14.3	5,915	11.4
プラスチック類	50,952	1.1	435	0.8
布類	194,329	4.2	2,079	4.0
肥料	134,032	2.9	3,478	6.7
飼料	7,538	0.2	0	0.0
熔融スラグ	540,481	11.6	2,101	4.0
固形燃料□(RDF, RPF)	288,336	6.2	8,805	16.9
燃料	36,903	0.8	0	0.0
焼却灰・飛灰の セメント原料化	438,869	9.4	1,751	3.4
セメント等への直接投入	15,487	0.3	0	0.0
飛灰の山元還元	33,243	0.7	0	0.0
廃食用油（BDF）	4,424	0.1	104	0.2
その他	729,202	15.7	4,678	9.0
合計	8,397,681	180	77,001	148

注）一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

(4) サーマルリサイクルに係る温室効果ガス(CO₂)削減について

プラスチックのトレイ類を焼却処理することにより、焼却処理時に発生する二酸化炭素量は増加するが、環境エネルギーセンターでは発電により大幅に購入電力量を抑えられ、さらに余剰電力の売電量や排熱利用による温水プール等の消費電力量を削減できる。

また、プラスチックのトレイ類をリサイクルする場合、容器包装リサイクル協会の指定先まで搬送され主にコークス炉の還元剤として利用されることが多く、搬送車両や指定先の処理においても二酸化炭素が発生することから、その分の発生量を抑制することができる。

環境エネルギーセンターの焼却処理に係る発電及び排熱による二酸化炭素の削減量は表 3-5-6 に示すとおりである。

表 3-5-6 環境エネルギーセンターの焼却処理に係る二酸化炭素の削減量

単位：MWh/年、t-CO₂/年、MJ/年、本数

区分\年度	平成29	平成30	令和元	令和2	単位
発電量	7,137	7,136	7,412	7,456	MWh/年
発電によるCO ₂ の削減量	3,483	3,482	3,617	3,639	t-CO ₂ /年
排熱利用量	20,160,000	20,160,000	20,160,000	20,160,000	MJ/年
排熱利用量によるCO ₂ の削減量	2,733	2,733	2,733	2,733	t-CO ₂ /年
CO ₂ の削減量 計	6,216	6,215	6,350	6,371	t-CO ₂ /年
CO ₂ 削減量に対するスギの木	443,975	443,941	453,561	455,095	本数

注) 資源エネルギー庁より 電力0.488kg-CO₂/kWh (時期や料金単価により変動)

注) 林野庁より スギの木 1 本のCO₂吸収量は14kg/年

2 現行計画における施策・目標の達成状況

現行計画（平成 29 年 3 月）で定めた主な方針や施策等について、以下のとおり整理している。また、排出削減及びリサイクルの目標値については、表 3-5-7 に示すとおりである。

家庭系ごみの対策では、食品ロスの低減や生ごみの水分量低減のため、生ごみ処理器購入補助金制度の活用を推進している。また、資源ごみ集団回収活動に対する支援や資源ごみの店頭回収を推進し、資源ごみの再資源化について啓発を行っている。さらに、使用済小型家電や家電リサイクル品の排出の適正な処理を徹底している。

さらに、使用済小型家電については平成 27 年 7 月より再生利用（レアメタルの抽出を含む）を開始し、テレビ、冷蔵庫等の家電リサイクル品は引き続き適正な処理を徹底している。

事業系ごみの対策では、ごみの発生・排出の抑制及び分別回収の推進を行っている。

その他の循環型処理や適正処理の施策では、環境エネルギーセンターにおいて、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルを行っている。サーマルリサイクルにより、発電した電力は施設内及び周辺施設で利用するとともに、余剰電力は売却している。また、蒸気の廃熱を利用し、近江八幡市立健康ふれあい公園内に設置の温水プール等へ熱供給している。

また、現行計画で定めたごみ総排出量及びリサイクル率の目標値については、令和元年度の時点では、未達成となっている。

表 3-5-7 現行計画における主な施策の実施状況

目標内容	目標値	実施状況
排出削減目標	平成27年度ごみ総排出（27,694t/年）を令和13年度までに5%以上削減する	令和元年度実績：1%増加（27,840t/年）
リサイクルの目標	平成27年度リサイクル率（12.8%）を令和13年度までにリサイクル率を20%以上にする	令和元年度実績：11.6%

3 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に関する課題

本市のごみ総排出量（収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量）は、年々増加しており、1人1日当たりのごみ総排出量についても、全国平均値や県平均値よりも多くなっていることから、更なる排出抑制策を講じる必要がある。

また、事業系ごみ量は新型コロナウイルスの影響で減少しているが、将来的には増加する可能性があることから、排出事業者に対して排出抑制策を講じる必要がある。

(2) 分別収集に関する課題

本市では、資源ごみとして缶類、ビン類、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、ライター、乾電池、蛍光灯（拠点回収）等の分別収集を行っている。

また、容器包装リサイクル法の対象となる「その他紙製容器包装」については、「紙箱類」として段ボールとともに分別収集しているが、可燃ごみへの混入が多いことから、分別の周知徹底を図る必要がある。

なお、「白色トレイ」及び「その他プラスチック製容器包装」の分別収集については、収集運搬や再商品化等に係るコストや燃料等のエネルギー使用量が増大し、様々な面で市民への負担も大きくなること、また、環境エネルギーセンターのサーマルリサイクル（熱回収施設）における主要な熱源とすることを前提として施設整備が行われたこと等も踏まえて上で慎重に検討する必要がある。

(3) 再資源化に関する課題

本市のリサイクル率は令和元年度で11.6%となっており、全国平均や県平均よりも低く、資源化量（g/人・日）で比較しても全国平均や県平均よりも少なくなっている。

リサイクル率が低い要因として、トレイやプラスチックごみ等をサーマルリサイクルにより燃焼させていることがある。また、事業系ごみ量については、し尿処理施設からの脱水汚泥や刈草・剪定枝等の公共系ごみが増加していることから、これらの再資源化について検討する必要がある、資源ごみ集団回収活動の活性化（普及啓発及び支援の強化等）や資源ごみの分別の徹底を促進する必要がある。

(4) 中間処理に関する課題

環境エネルギーセンターの熱回収施設では、発電や隣接する温水プールへの熱供給等による熱エネルギーの有効利用を行っており、効率的な熱回収を行うためには水分の多い生ごみの減量化・資源化を図る必要がある。

また、環境エネルギーセンターの稼働に伴い温室効果ガスが排出されるため、省エネルギー化に配慮した施設の運転管理や、効率的なごみ発電等による熱エネルギーの有効利用を推進する必要がある。

さらに、施設の適正な運転・維持管理及び計画的な点検・補修整備等を行うことにより、環境保全に配慮するとともに、施設の保全及び長寿命化に取り組む必要がある。

(5) 最終処分に関する課題

本市の最終処分場の残余容量は、令和2年度末現在で全体容量の約28%程度となっており、ごみの排出抑制・再資源化の推進により延命化を図る必要があるとともに、次期最終処分事業の方針（新たな施設整備、大阪湾フェニックス事業活用等）についても並行して検討を進めていく必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針等

1 基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、何よりもまず資源を効率的に利用してごみを出さないことが求められている。また、出ってしまったごみは資源として利用すること、どうしても利用できないごみは適正に処分するという「循環型社会」の構築が求められている。

循環型社会を実現するためには、生産から消費、使用、廃棄に至るまでのサイクル全体で資源を利用することが重要である。最初に「廃棄物の発生を抑制」（リデュース）し、第二に「廃棄物を再使用」（リユース）し、第三に「廃棄物を再生利用」（リサイクル）を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが必要である。この「3R」や廃棄物の適正処理などを、いかにして進めていくかが課題であり、3Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものである。

本市環境基本計画においては、基本方針のひとつである『市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう』の基本施策として、上記の3Rに「ごみを増やすことになるものは受け取らない」（リフューズ）、「再生品を使用する」（リジェネレイト）を加えた「5R」の取り組みを推進するものとしている。令和4年3月の計画改定から、より環境への負荷が低減される循環型社会の形成のため、2R（リデュース・リユース）を重点的に取り組み、生産・流通・廃棄の過程で発生する温室効果ガスを削減することにより、ゼロカーボンシティを目指すものとしている。

本計画においても、循環型社会の構築に向け引き続き5Rの取り組みを推進するものとする。その中でも、ごみの排出抑制（レジ袋削減や食品ロス削減等）や再使用（中古品の利用等）に焦点を当て、市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって2Rの推進に取り組んでいくものとする。なお、5Rで利用できなかった廃棄物については環境エネルギーセンターにてサーマルリサイクル（熱回収）及び熱エネルギーの有効利用することとする。また、地球温暖化防止対策として、環境の保全に取り組む等、地球環境にも配慮した処理を推進していくこととする。

以上のことから、本計画における基本理念を次のとおりとする。

基本理念

環境を保全し持続可能な循環型社会の構築

2 基本方針

ごみ処理の現状及び課題、並びに基本理念を踏まえたうえで、本市のごみ処理に係る基本方針を以下のとおりとする。

(1) ごみの排出抑制及び資源分別排出の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的な協力を強く働きかけていく。

また、発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、集団回収、店頭回収、拠点回収、法定リサイクル、資源ごみ収集等による資源分別排出を推進していく。

さらに、ごみの排出抑制及び資源分別排出を推進するために、市民、事業者及び行政の役割と責任の所在を明確にし、それぞれが連携・協力して取り組んでいくものとする。

(2) 環境にやさしい循環型処理の推進

ごみの排出抑制・再利用・分別排出等を行ったうえで、その後になお排出されるごみについては、環境保全に配慮した循環型処理を推進していくものとする。

(3) 適正処理の推進

環境エネルギーセンターにおいて、ごみの適正処理を推進するとともに、資源化の推進も引き続き検討していくものとする。

3 実施方針

ごみ処理に係る基本方針を具体化するための実施方針を以下のとおりとする。

(1) ごみの排出抑制及び資源分別排出の推進

<家庭系ごみ>

家庭系ごみの約8割以上を占める可燃ごみについて、より効果的な発生・排出抑制策を講じていくとともに、資源ごみ等の分別収集（排出）を推進する。

- 1 食品ロスの低減、生ごみの水分量低減、生ごみ処理器購入補助金制度の活用による堆肥化を推進し、生ごみの減量化を図る。
- 2 マイバッグ運動の推進、過剰包装や使い捨て容器の抑制等により、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。
- 3 資源ごみ集団回収活動に対する支援により、紙類等の回収活動をより促進する。
- 4 店頭回収によるプラスチック製トレイやペットボトル等の回収を推進する。
- 5 現在実施している資源ごみの分別収集の徹底化を図るとともに、紙箱類の分別を促進する。
- 6 使用済小型家電の拠点回収を推進する。
- 7 法定リサイクルによる家電リサイクル品及びパソコンの適正排出を徹底する。

＜事業系ごみ＞

事業系ごみの大半は可燃ごみであるため、事業所等に対して発生・排出の抑制及び分別回収の推進等について指導する。

- 1 食品関連事業者や飲食店等に対して、食品ロスの低減への取組みについて啓発を強化する。
- 2 多量排出事業者に対する減量化指導を徹底する。
- 3 O A紙等の紙類の分別（資源化）を徹底するよう指導する。
- 4 食品リサイクル法に基づき、事業系生ごみの資源化（堆肥化）を指導する。
- 5 必要に応じて処理手数料の改定を行う。
- 6 観光客が排出するごみの分別及び排出抑制を指導する。
- 7 産業廃棄物の適正な処理を徹底するよう啓発を強化する。

＜周知・啓発＞

上記の家庭系ごみ・事業系ごみの排出抑制及び資源分別排出の実施方針について、市広報紙やHP、ごみ分別アプリやSNS等利用し、分かりやすい内容で市民や事業者等に周知・啓発を図る。

（２）環境にやさしい循環型処理の推進

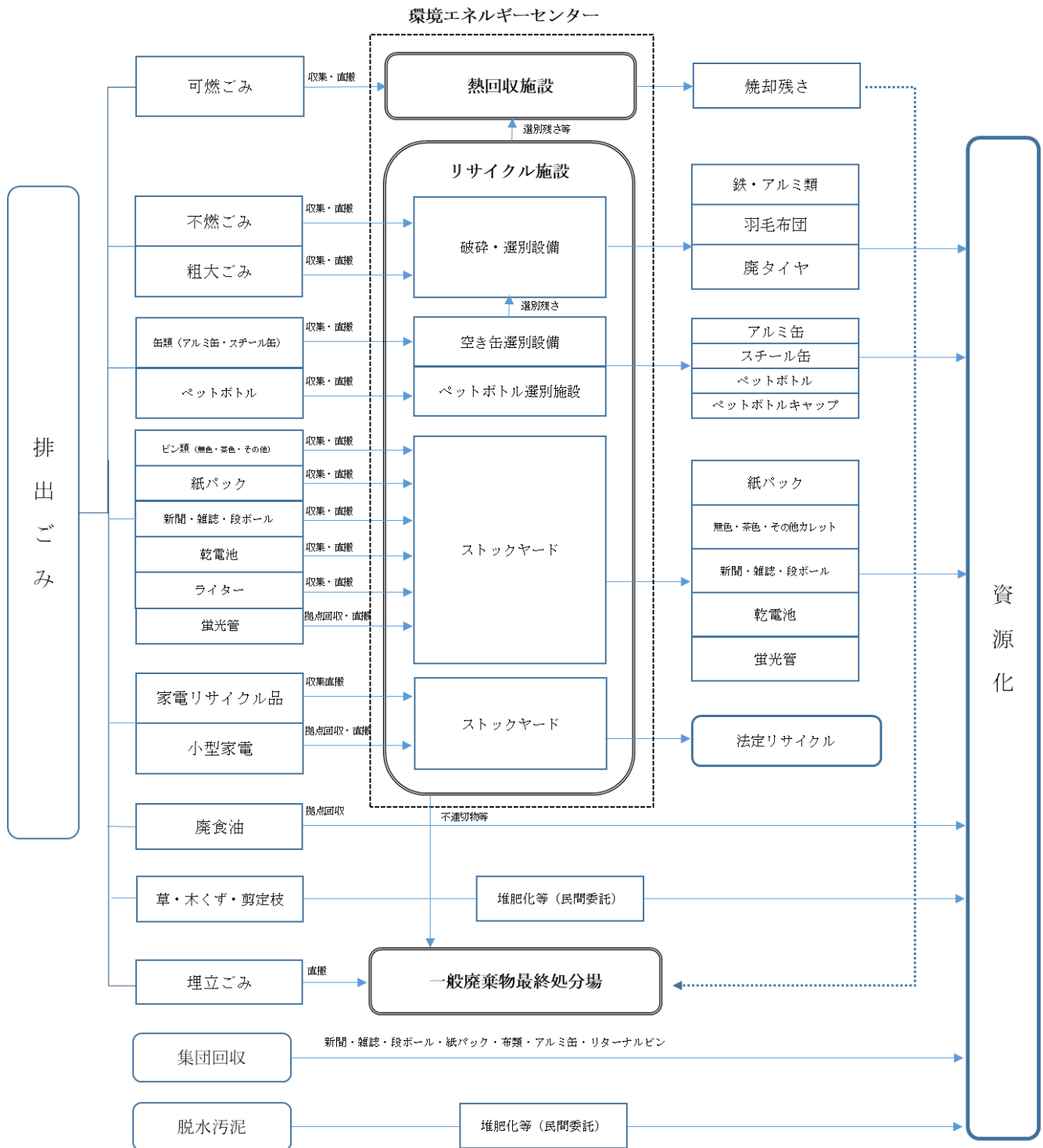
- 1 環境エネルギーセンターにおいて、資源回収及び熱エネルギーの有効利用を推進するとともに、環境保全に配慮した施設の運転・維持管理を行う。
- 2 し尿処理施設からの排出される脱水汚泥については、堆肥化等の再生利用を行う。
- 3 刈草、木くず、剪定枝等については、チップ化等の再生利用について検討を行うとともに、民間事業者による再生利用業の指定拡大についても検討を行う。
- 4 最終処分場については、ごみの減量化による延命化を図るとともに、適正な維持管理を行うことにより周辺環境の保全に十分配慮する。

（３）適正処理の推進

- 1 環境エネルギーセンターにおいて、市全体のごみを適正に処理するとともに、施設の適正な運転・維持管理及び計画的な点検・補修整備等を行うことにより、施設の保全及び長寿命化に取り組む。
- 2 市全体の不法投棄対策を推進する。

実施方針に基づく、ごみ処理計画フローは図 4-1-1 に示すとおりである。

図 4-1-1 ごみ処理計画フロー（令和 13 年度）



第2節 目標値の設定及び将来予測

1 目標値の設定

前節の基本方針及び実施方針に基づき、本市におけるごみの排出削減目標及びリサイクルの目標を以下のとおり設定する。

(1) ごみの排出削減目標

本市のごみ総排出量は年々増加傾向にあるが、今後の人口の減少に伴ってごみ総排出量の減少が予想される。しかし、1人1日当たりのごみ排出量は大きな増減はないように予想されるため、食品ロスの低減や生ごみの水分量の低減等を推進することにより、1人1日当たりの排出削減を図るものとする。

排出削減目標については、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量（926g/人・日）を基準とし、削減することを目標として以下のとおり設定する。

排出削減目標

**令和元年度を基準とし、令和13年度までに
1人1日当たりのごみ排出量を5%以上削減する**

(2) リサイクルの目標

本市のリサイクル率は現状で11.6%である。全国あるいは滋賀県下においても低水準にあることから、市域全体において、資源ごみの集団回収団体奨励事業の拡充や、家庭や事業所における資源ごみの分別徹底の啓発等、分別促進をより一層の強化を図るとともに、し尿処理施設からの脱水汚泥や刈草・剪定枝等を堆肥化・チップ化することにより、市全体のリサイクル率を20%以上にすることを目標とする。

リサイクルの目標

リサイクル率を20%以上にする

2 ごみ総排出量及び処理量の予測

(1) 将来人口の予測

本市の将来人口については、「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来人口を基に予測すると、表 4-2-1 及び図 4-2-1 に示すとおりである。

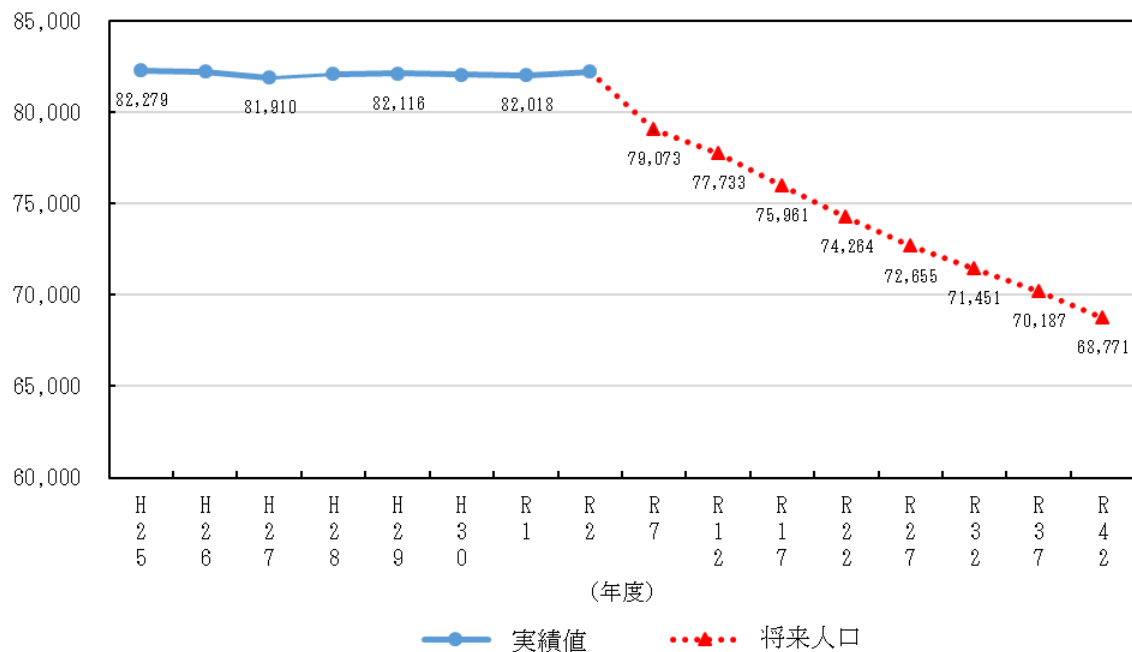
表 4-2-1 将来人口の予測結果

単位：人

年度	実績値	年度	将来人口	備考
平成25年度	82,279	令和7年度	79,073	近江八幡市まち・ひと・しごと 創生総合戦略の将来人口より
平成26年度	82,235	令和12年度	77,733	
平成27年度	81,910	令和17年度	75,961	
平成28年度	82,086	令和22年度	74,264	
平成29年度	82,116	令和27年度	72,655	
平成30年度	82,063	令和32年度	71,451	
令和元年度	82,018	令和37年度	70,187	
令和2年度	82,213	令和42年度	68,771	

(人)

図4-2-1 将来人口の予測結果



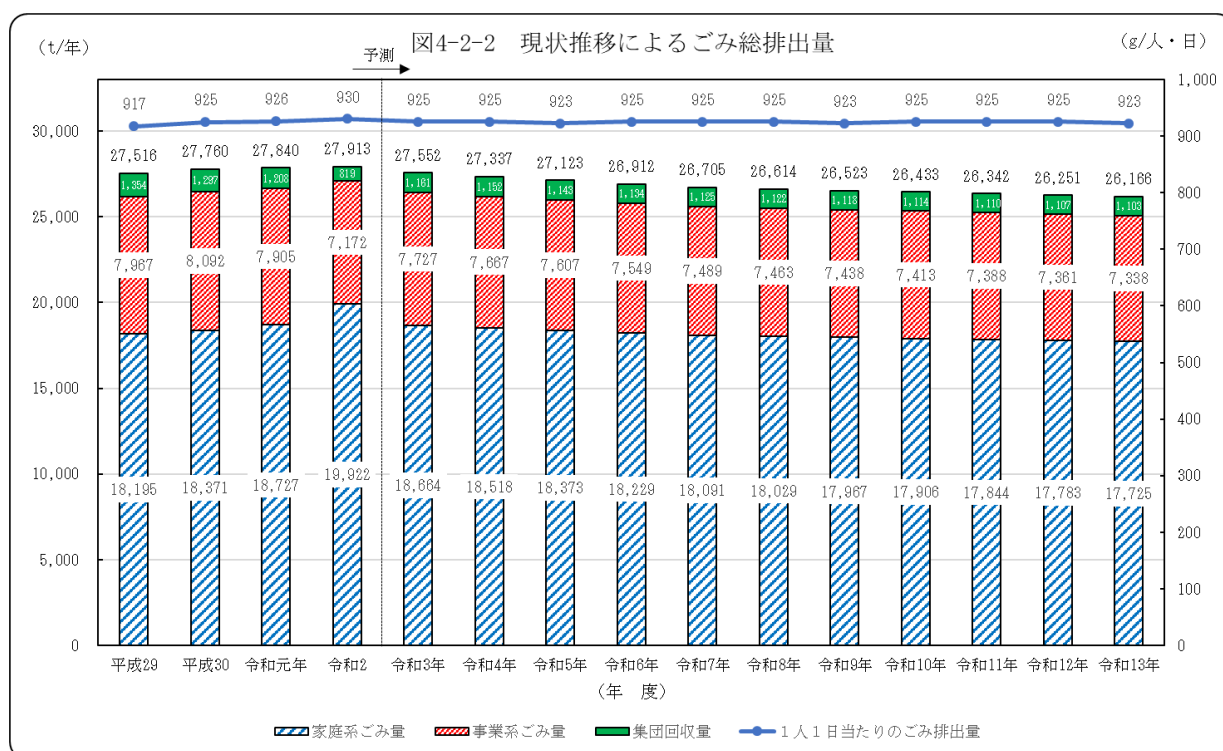
（２）現状推移によるごみ総排出量及び処理量の予測

家庭系ごみ（収集ごみ＋直搬搬入ごみ＋埋立ごみ）量は、年々増加傾向にあるが、今後の人口の減少に伴い、緩やかな減少傾向で推移していくものとした。

集団回収量も、同様に人口の減少とともに年々減少している。今後は、集団回収活動の活性化を図るものとし、微減傾向で推移していくものとした。

事業系ごみ量も増加傾向にあったが、新型コロナウイルスの影響により令和元年以降は減少している。今後、事業活動が徐々に回復すると推定されるが、家庭系ごみと同様に人口の減少に伴ってごみ処理量も減少傾向で推移していくものとした。

その結果、ごみ総排出量は令和元年度実績に対して令和 13 年度は約 6%減と推測され、1 人 1 日当たり総排出量もわずかに減少する見込みである。



(3) 排出抑制・再資源化の取り組みによる減量化量

排出抑制・再資源化の取り組みによる減量化量（令和元年度を基準）を以下のとおりとする。（詳細な根拠は資料編の資料 3.1 参照。）

① マイバック・マイボトル運動の推進・詰め替え商品の購入の啓発

市民、事業者、行政が協力して取り組み、レジ袋の削減を目指すとともにマイボトルや詰め替え商品の購入を促進し、ボトル類のごみの減量化を推進して、リユース・リデュースの意識向上を目指す。

- 家庭系可燃ごみの減量化（約 20 g /人・日）：令和 13 年度までに 550 t /年を低減
（排出抑制・令和元年度家庭系可燃ごみ量の約 3.7%を低減）

② 生ごみの減量化

家庭や食品関連事業者及びスーパーなどから発生する食品ロスを低減するとともに、家庭の生ごみのひと絞りや野菜くず等の乾燥（水分量低減）の推進することにより水分量の低減を目指す。

また、生ごみ処理機購入補助事業の市民周知の強化により、生ごみの堆肥化を推進することで生ごみの減量及び再資源化を目指す。

- 家庭系食品ロスの低減（約 15 g /人・日）：令和 13 年度までに 420 t /年を低減
（排出抑制・令和元年度家庭系可燃ごみ量の約 2.8%分）
- 家庭系生ごみの水分量低減（約 10 g /人・日）：令和 13 年度までに 280 t /年を低減
（排出抑制・令和元年度家庭系可燃ごみ量の約 1.9%分）
- 家庭系生ごみの堆肥化（約 10 g /人・日）：令和 13 年度までに 280 t /年を堆肥化
（再資源化・令和元年度総資源化量の約 8.8%分）
- 事業系食品ロスの低減：令和 13 年度までに 130 t /年を低減
（排出抑制・令和元年度事業系可燃ごみ量の約 1.7%分）

③ 可燃ごみ中の紙箱類の資源分別促進

可燃ごみ中には、ティッシュペーパーの空箱等の厚紙など古紙類の混入が依然として多いことから、紙箱類を資源ごみとして分別促進を図る。

- 紙箱類の分別促進（約 5 g /人・日）：令和 13 年度までに 140 t /年を分別
（再資源化・令和元年度総資源化量の約 4.4%分）

④ し尿等処理施設から排出される脱水汚泥の堆肥化等

し尿等処理施設からの脱水汚泥（約 650 t /年）を肥料として再生させ、地域の営農組合や農事組合法人等を通じて農地等に還元する体制の構築について早急に検討を進める。

- 脱水汚泥の堆肥化：令和 13 年度までに 650 t /年を堆肥化
（再資源化・令和元年度総資源化量の約 20%分）

⑤ 刈草、木くず、剪定枝のチップ化

市民や市を含む事業所から排出され、処理施設へ持ち込まれる刈草、木くず、剪定枝等約 900 t のチップ化等により再生利用を促進するとともに、前述③の堆肥化に係る原料の一つとして活用することについても早急に検討を進める。

また同時に、廃掃法規定の処分業許可が不要とされる「再生利用業の指定」拡大及び利用促進に係る体制の構築についても検討を進める。

- 剪定枝等のチップ化：令和 13 年度までに約 900 t /年をチップ化
(再資源化・令和元年度総資源化量の約 28%分)

⑥ 集団回収活動の推進

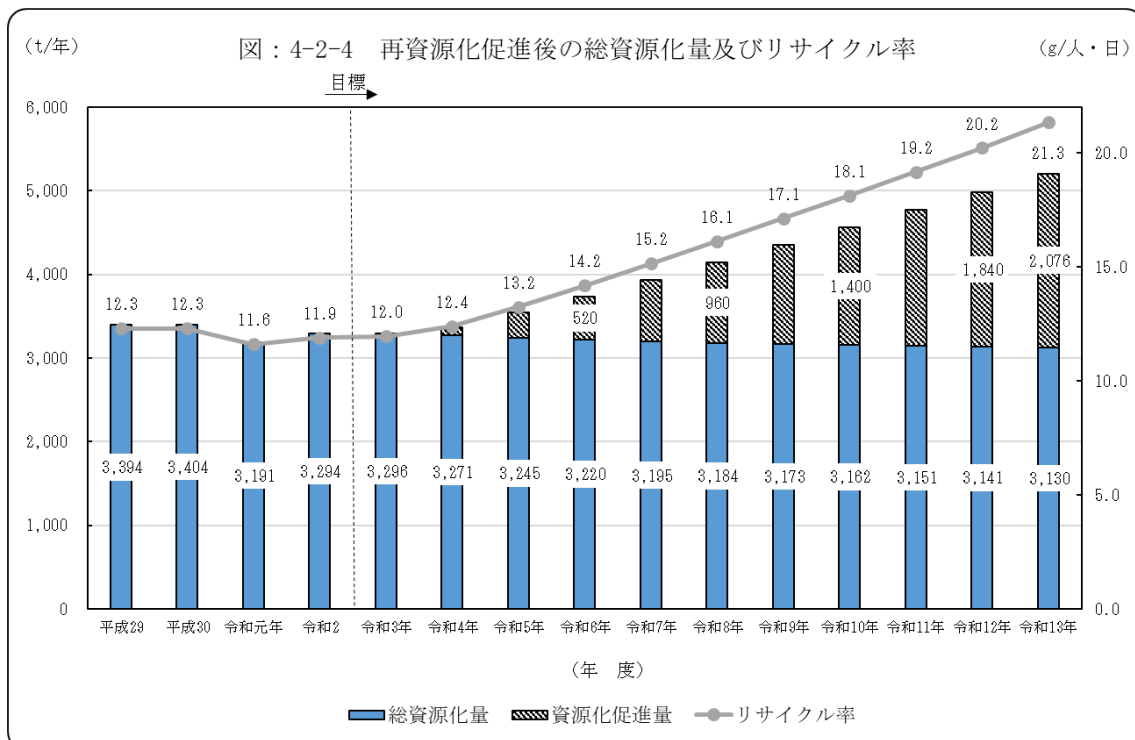
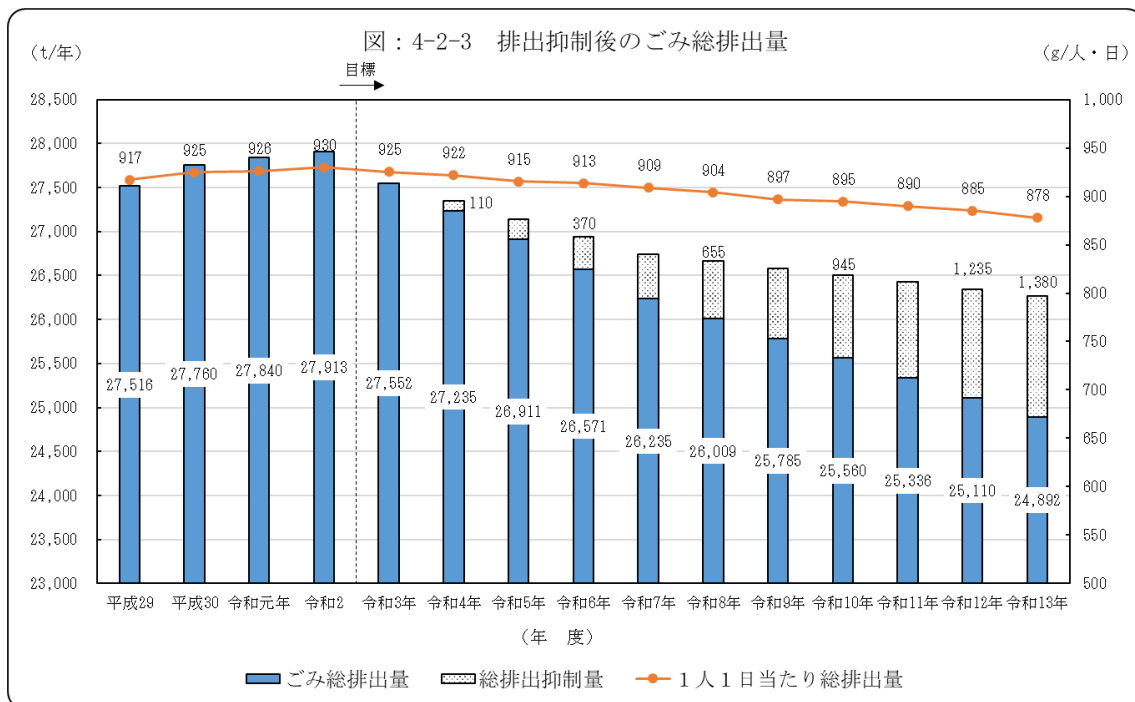
現在実施している集団回収活動については、年々減少傾向にあるため、継続して推進を図る。

- 集団回収の推進：令和 13 年度まで 1,208 t /年（令和元年度実績）を分別（再資源化）
令和 13 年度までに約 106 t /年を促進

(4) 排出抑制・再資源化の取り組みによるごみ総排出量及び処理量

前述(3)の各取組による、ごみ総排出量及び処理量は図4-2-3、図4-2-4及び表4-2-3に示すとおりである。

ごみ総排出量は、食品ロスの低減や生ごみの水分量の低減により、令和元年度実績に対して令和13年度で約10.6%減になり、目標である1人1日当たり総排出量は約5.2%減となり、目標値の達成することとなる。また、令和13年度のリサイクル率も、生ごみの堆肥化や紙箱類の分別促進、脱水汚泥の堆肥化及び剪定枝等のチップ化により21.3%となり、目標値の20%以上を達成することとなる。



第3節 排出抑制・再資源化計画

1 排出抑制のための方策

ごみの排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り再生・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することがごみ処理の基本であり、ごみの排出抑制・再資源化が基本計画の中で最重点課題と位置づけられる。

ごみの排出抑制・再資源化の促進にあたっては、大量生産、大量消費の結果としてごみを大量に発生させている現在の社会システム及びライフスタイルを見直して、リサイクルと省資源を基本とした環境への負荷の少ないシステムをめざす必要がある。

そのためには、行政、市民及び事業者それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となって前節の排出抑制・再資源化の取り組みを行うため、役割分担を果たしながら効果的な施策の推進に努める。

(1) 行政の役割（排出抑制策）

本市では、ごみの排出抑制を促進するため、市民、事業者及び市の責任と役割分担を明確にし、以下の施策を講じていくものとする。

① 教育、広報・啓発活動の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関することを広報紙、HP、ごみ分別アプリ及びSNS等を活用して周知を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう市民団体と協力しつつ新たな啓発手法の開発に努めるものとする。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において副読本を使用した教育やごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組んでいく。

② 食品ロスの削減

家庭における取り組みとして、生ごみ処理器の推進や調理くずや副菜などの再調理（リメイク）の推進など自宅での調理時の実践内容、必要なものを必要な分だけ購入するなど買い物時の実践内容、家族に合わせた適量の注文など外食時の実践内容等を広く市民に周知し、日常生活に浸透するように啓発していく。

また、外食事業者に対しては、来店者への適量注文の呼びかけ、大盛り早食いを過度に煽るようなメニューの自粛、“半量”、“小盛り”等のメニューの追加等の協力要請のほか、多人数の集客可能なホテル等へは、前述の協力要請内容に加えて「料理との一期一会(15・18)運動」及び「30・10 運動」※への積極的な取り組みと顧客への呼びかけについても協力を求めている。

※「料理との一期一会(15・18)運動」・「30・10 運動」

宴会時の食べ残しをなくすため、適量注文や幹事からの声かけのほか、宴会開始後 15 分又は 30 分、終了前 18 分又は 10 分を出された料理を自席で食べる時間とするもの。

＜宴会時のお約束＞

- ・幹事さんは、出席者の性別、年齢層等を店に伝え、適量注文を！
- ・「料理との一期一会（15・18）運動」及び「30・10 運動」を必ず実践！
- ・宴会中も幹事さんや司会者は、食べ残しはダメよ、のアナウンスを！
- ・お店に確認したうえで、残った料理は折詰でお持ち帰り！

③ 生ごみの減量化

地域、集落単位でのコンポストによる堆肥化の推進や、生ごみ処理器購入補助金制度の充実を図り、生ごみの減量化・堆肥化を推進する。

④ 集団回収活動の活性化

本市では、現在、各種住民団体が行っている集団回収活動に対する奨励金交付制度等を設け、古紙・古布等の再資源化を支援しており、今後ともこれらの活動を活性化するため、必要に応じて支援内容の見直しを行うとともに、取組団体拡充に向けた啓発と市民に対する積極的な利用を呼びかけていくものとする。

⑤ ごみ有料化の検討

廃棄物処理法においては、市町村の一般廃棄物の処理手数料徴収に関し、処理コストに応じて額を定めるように規定している。また、ごみの減量化を進めていくためには、排出者個々の意識が変わっていくことが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは、排出者の意識改革の徹底を図るうえで有効な方策である。

現在、本市では家庭系可燃ごみ及び不燃ごみ収集の指定ごみ袋制を導入しているが、処理コストの負担を求める有料化ではない。また、事業系ごみへの指定ごみ袋制の導入についても検討が必要と考えられる。

有料化による主な効果と課題は表 4-3-1 に示すとおりである。

表 4-3-1 有料化による主な効果と課題

効 果	課 題
○ 公平なごみ処理費用の負担	○ 不法投棄増大の可能性
○ ごみの発生排出抑制	○ 市民の理解
○ 資源分別回収の促進	○ 行政の経費・事務負担の増大
○ ごみ問題等への関心の高まり	○ 慣習化による効果の持続性

有料化の導入については、市民、事業者等の意見も踏まえたうえで十分な検討を進めていくものとする。

⑥ 事業系ごみの排出抑制指導

事業系一般ごみを排出する事業所等に対して、古紙類の分別や生ごみの堆肥化等による排出抑制対策を講じるよう指導するとともに、多量排出事業者については減量化計画の策定を指導していくものとする。

また、施設の搬入要綱を作成し、事業者の自主的な排出量の削減を求める。

⑦ 収集運搬許可業者及び事業者へのごみ搬入基準の指導（展開検査等）

環境エネルギーセンター搬入時に抜き打ち検査を実施し、ごみの搬入基準や分別について指導する。また、指導に従わない収集運搬許可業者や排出基準を守らない排出事業者に対しては、個別に指導する。

⑧ ごみ減量化・リサイクル協力店認定制度等の導入

環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に積極的及び自主的に取り組む小売店を協力店として認定する制度の導入について検討していくものとする。

認定基準の一例を以下に示すとおりである。

- 買い物袋（マイバック）持参運動を推進し、レジ袋の削減に努めていること。
- 環境にやさしい商品を販売すると共に、消費者がこれらの商品を購入しやすいように工夫していること。
- 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装を実践していること。
- 缶類、ビン類、牛乳パック、食品トレイ等の容器を店頭回収していること。
- トレイ等使い捨て製品の使用削減（ばら売りの実施）に努めていること。
- 再利用可能な容器を使用する商品の販売に積極的に取り組んでいること。
- 広告、チラシ、事務用品等の使用抑制や再生紙の使用に積極的に取り組んでいること。
- 生ごみ処理器を導入して、店舗から出る生ごみの独自処理に取り組んでいること。
- その他、小売店独自の創意工夫によるごみ減量化とリサイクル活動に取り組んでいること。

※上記各号のうち3項目以上の活動に取り組んでいる店を認定。

⑨ 各種イベントの開催

リサイクルイベント等の各種イベントを開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する市民意識の高揚を図る。

⑩ 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努めるものとする。

（グリーン購入、県リサイクル製品利用促進等）

⑪ 減量化体制の整備

「廃棄物減量等推進審議会」において、ごみの減量化・資源化の促進の具体的方策について引き続き検討するとともに、地域におけるごみの分別指導やごみの減量化を推進するため各自治会から選任された推進員や市民団体の活動を支援する。

(2) 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として、市のごみ減量諸施策に協力し、実践していくものとする。

① 資源ごみ等の分別収集

各種住民団体等が実施している集団回収活動に積極的に参加するとともに、本市が実施している資源ごみ等の分別収集に協力する。

② 生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事するようにし、食品ロスの低減に努める。

また、生ごみを排出する際は、しっかりと絞って水切りを行うとともに、本市が制定している助成制度等を利用して生ごみ処理器等による堆肥化・減量化を行う。

③ 過剰包装等の自粛

買い物の際には、買い物かごや買い物袋等を持参するよう努めるとともに、贈物等の際にも簡易包装のものを選ぶようにする。

また、ごみ減量化・リサイクル協力店等を積極的に利用する。

④ 各種イベント等への参加

ごみ減量及びリサイクルに関する各種イベント（フリーマーケットやリサイクルフェア等）や研修会、講演会等へ積極的に参加する。

⑤ 販売店での引取依頼

家電リサイクル品をはじめ、販売店等で引取可能なものは極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行う。

⑥ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、割り箸や紙コップ等の使い捨て品を極力使用しないようにする。

また、可能な限り、物を永く大切に使い、無駄に消費しない生活スタイルを心がける。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制を行うものとする。

① ごみ排出事業者における排出抑制

- 外食事業者は、来店者への適量注文の呼びかけ、大盛り早食いを過度に煽るようなメニューの自粛、“半量”“小盛り”等のメニューの追加等のほか、多人数の集客可能なホテル等では、前述の内容に加えて「料理との一期一会(15・18)運動」及び「30・10運動」への積極的な取り組みと利用客への呼びかけ等により、食品ロスの低減を図る。
- 事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、ごみ減量化計画を作成し、実行していく。また、事業者及び従業員のごみ減量化に関する意識の高揚を図っていく。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 食品リサイクル法に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。

② 製造事業者における排出抑制

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 長時間使える製品開発に努め、修理サービス等の拡充を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。

③ 流通業者・販売業者における排出抑制

- 過剰包装を行わず、適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努める。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努める。
- 家電製品等については、極力引き取るよう努める。
- 消費者による買い物袋持参運動等に積極的に協力する。
- 消費者へ再生品の利用を促進していく。

④ その他

本市が実施するごみ減量施策に協力し、事業系ごみの減量化を推進していく。

2 再資源化計画

(1) 近江八幡市分別収集計画

本市における容器包装の分別収集計画は、表 4-3-2 に示すとおりである。

容器包装のうち缶類（スチール缶・アルミ缶）、ビン類（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル、ペットボトルキャップ、紙パック、段ボール及びその他紙製容器包装（紙箱類）を分別収集し、環境エネルギーセンターのリサイクル施設において選別・圧縮・梱包・貯留・保管等の処理を行う。

なお、白色トレイ及びその他プラスチック製容器については、店頭回収の推進を図りつつ、環境エネルギーセンターの熱回収施設において熱回収（発電等）によるサーマルリサイクルを行う。

表 4-3-2 容器包装の分別収集計画

品目		分別収集後の処理
缶類	スチール缶	環境エネルギーセンターにて、選別・圧縮
	アルミ缶	
ビン類	無色	環境エネルギーセンターにて色別に保管後、引き渡し
	茶色	
	その他の色	
プラスチック類	ペットボトル	環境エネルギーセンターにて、選別・圧縮
	白色トレイ	環境エネルギーセンターにて熱回収によるリサイクル
	その他プラスチック製容器包装	
紙類	段ボール	環境エネルギーセンターにて保管後、引き渡し または直接業者回収
	紙パック	
	その他紙製容器	

（２）搬入後の再資源化

① 搬入ごみからの資源物の抜き取り

環境エネルギーセンターに直接搬入された可燃ごみ等から、雑誌、段ボール及びペットボトル等再生利用可能なものを選別し、資源物として回収する。

② 不燃ごみ、粗大ごみからの資源回収

不燃ごみ及び粗大ごみについては、環境エネルギーセンターのリサイクル施設において搬入後に鉄・アルミ等の金属類を選別回収し、破砕選別処理においても、鉄類及びアルミ類を機械選別により回収する。

③ 資源ごみの資源化处理

分別収集された資源ごみは、環境エネルギーセンターのリサイクル施設において選別・圧縮・梱包・保管等の処理を行い、効率的な資源化处理を行う。

④ 脱水汚泥の堆肥化等

第 1 クリーンセンター（し尿処理施設）から排出される脱水汚泥（含水率 80%前後）は、リンや窒素等を多く含んでいることから堆肥化し、肥料として農地還元する。

⑤ 刈草、木くず、剪定枝等のチップ化

市民や市を含む事業所等から搬入される刈草、木くず、剪定枝等をチップ化するとともに、前述④の堆肥化に係る原料のひとつとして活用する。

（３）再資源化の量

現状及び目標年度における再資源化の量を図 4-2-4 に示すとおりである。

リサイクル率は、現状の 11.6%に対して令和 13 年度には 21.3%となる。

第4節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の方法

① 計画収集区域

本市全域を収集対象区域とする。

② 分別収集区分

目標年度における分別区分は、表 4-4-1 に示すとおりである。

表 4-4-1 目標年度における分別収集区分

分別区分		内 容 例	
可燃ごみ		プラスチック類、生ごみ、紙くず、発砲スチロール、ゴム類、木くず 等	
不燃ごみ		ガラス類、陶磁器類、金属類、電化製品 等	
資源ごみ 等	缶		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶 等
	ビン類	無色	色別に分別収集
		茶色	色別に分別収集
		その他の色	色別に分別収集
	ペットボトル		材質表示マークがついたもの
	紙類	新聞	折込チラシ含む
		雑誌	書籍、百科事典、コピー用紙、はがき 等
		段ボール	菓子箱、ティッシュ箱含む
		紙パック	内側が白色のもの（アルミコーティングしたものは可燃ごみ）
	乾電池		乾電池、コイン電池
	ライター		ミニガスカートリッジで可燃性ガスが充填されていたもの
	蛍光管		割れていないもの
	廃食油		植物性のみ
	羽毛布団		ダウン率50%以上のみ
粗大ごみ		家具、布団、自転車、ストーブ等 等 （受入れ基準による）	
家電リサイクル品		テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	
小型家電		携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、USBメモリ、電子タバコ 等	
草・木くず・剪定枝		堆肥化等 （木くずは長さ2m以内、直径15cm以内）（竹は50cm以内）	
埋立ごみ		ブロック、レンガ、ガレキ、土 等	
脱水汚泥		堆肥化	
受入・処理できないごみ		産業廃棄物、消火器、農機具、プロパンガスボンベ、耐火金庫 等	

③ 収集主体

家庭系ごみについては、現状どおり委託収集又は排出者による直接搬入とする。

また、事業系一般ごみについても、現状どおり許可業者による収集又は排出者による直接搬入とする。

④ 排出方法（容器）

可燃ごみと不燃ごみは本市指定ごみ袋に入れて排出し、資源ごみについては、本市が品目毎に指定する収集専用容器（コンテナ等）に排出する。

⑤ 収集頻度

収集頻度は、基本的に現状の収集頻度を維持していくものとするが、今後の排出状況等により必要に応じて見直していくものとする。

⑥ 収集方式

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは、現状どおりステーション方式による収集を維持していくものとするが、高齢世帯に限定した戸別収集や、資源化推進に伴うごみステーションスペース拡大等の要請に対応するため、自治会等の管理による拠点収集を含め見直し等の検討を進めていくものとする。

粗大ごみについては、可能な限り処理施設への直接搬入を推奨するが、事前申込制戸別収集制度（有料）についても引き続き併用していく。

⑦ 沖島の収集・運搬

沖島は県内唯一の有人離島（人口 267 人：令和 2 年度末現在）であり、収集については本市所有のごみ運搬船（積載量 3 t）を使用し、地元自治会への委託により対岸陸地まで搬出を行っているが、今後、沖島自治会の高齢化に対応した収集や処理方式の検討を進めていくものとする。

以上述べた、収集・運搬の方法をまとめると、表 4-4-2 に示すとおりである。

表 4-4-2 収集・運搬の方法

分別区分		排出形態		収集頻度	収集方法	
可燃ごみ		指定ごみ袋	集積所	週 2 回	委託収集	
不燃ごみ		指定ごみ袋	集積所	月 1 回	委託収集	
資 源 ご み 等	缶類		市指定容器	集積所	月 1 回	委託収集
	ビン類	無色				
		茶色				
		その他				
	ペットボトル		紐結束			
	紙類	新聞				
		雑誌				
		段ボール				
		紙パック				
	ライター・乾電池		市指定容器			
蛍光管		回収ボックス	拠点回収			
廃食油		指定なし				
小型家電		回収ボックス	拠点回収			
粗大ごみ		直接搬入または個別収集		個別収集は 週 1 回（有料）		個別収集は委託収集
家電リサイクル品		別途手数料要				
埋立ごみ		直接搬入				
事業系ごみ		許可業者による収集または直接搬入				

(2) 収集・運搬の量（家庭系ごみ）

現状及び目標年度における収集・運搬の量を表 4-4-3 に示すとおりである。

表 4-4-3 収集・運搬の量

単位：t/年

単位：t/年

区分\年度		実績値	目標値		備考	
		令和元	令和7	令和13		
人 口		82, 129	79, 073	77, 478		
収 集 ご み 量	可燃ごみ		14, 505	13, 407	12, 069	
	不燃ごみ		560	565	553	
	資源ごみ	缶類	121	120	117	
		ビン類	383	389	381	
		ペットボトル	151	141	138	
		新聞	195	191	187	
		雑誌	166	212	304	
		段ボール	263	275	270	
		紙パック	18	16	7	
		乾電池	3	7	2	
		ライター	－	－	－	ペットボトルに含む
	粗大ごみ		29	25	24	
	合計		16, 394	15, 347	14, 052	

注) 一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

2 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

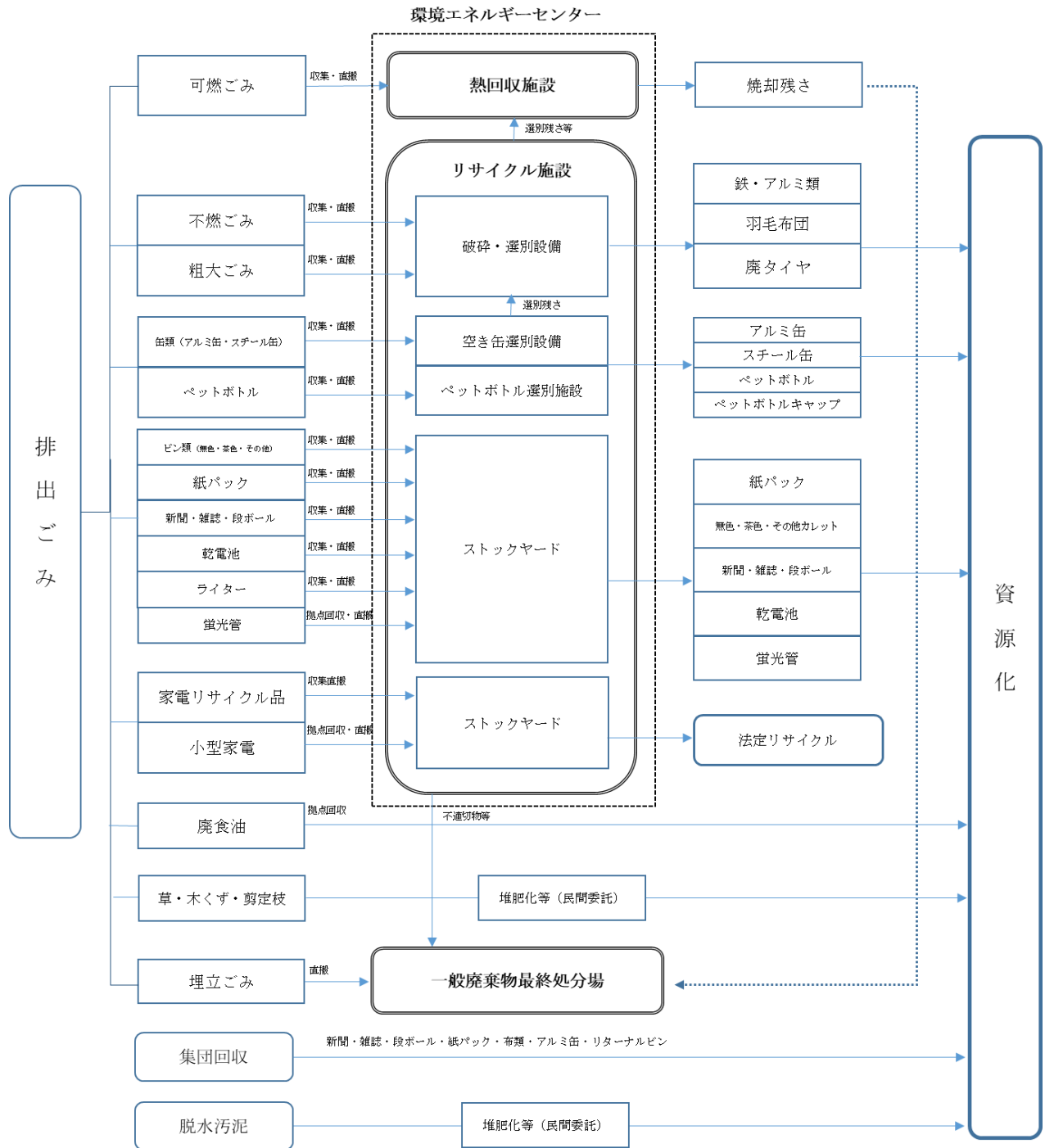
目標年度（令和13年度）における中間処理の方法は、表4-4-4及び図4-4-1に示すとおりである。

本市環境エネルギーセンター（熱回収施設・リサイクル施設）において中間処理を行う。

表 4-4-4 中間処理の方法

品 目	処理の方法	中間処理施設 (環境エネルギーセンター)
可燃ごみ	焼却処理（熱回収）し、余熱利用として発電や温水プールへの熱供給を行う。 焼却残渣は、最終処分場にて埋立処分する。	熱回収施設
不燃ごみ	粗大ごみから鉄・アルミを回収した後、破碎選別処理により鉄・アルミ・残渣に選別し、選別残渣は焼却処理（熱回収）、鉄・アルミは資源回収する。	リサイクル施設 破碎選別設備
粗大ごみ		
缶類	アルミ缶とスチール缶に選別し、それぞれを圧縮成形する。選別残渣のうち可燃物は焼却処理・不燃物は破碎選別処理する。	リサイクル施設 資源選別設備
ペットボトル	選別・圧縮・梱包処理する。選別残渣のうち可燃物は焼却処理、不燃物は破碎選別処理する	
ビン類	無色・茶色・その他の色の別に貯留・保管し、残さは破碎選別処理する	リサイクル施設 ストックヤード
新聞	貯留・保管する	
雑誌		
段ボール		
紙パック		
小型家電		
家電リサイクル品		
羽毛布団		
草・木くず・剪定枝		

図 4-4-1 中間処理フロー（令和 13 年度）



(2) 中間処理の量

現状及び目標年度における中間処理の量は、表 4-4-5 に示すとおりである。

表 4-4-5 中間処理の量

単位：t/年

区分\年度		実績値	目標値	
		令和元	令和7	令和13
焼却処理量	可燃ごみ	21,928	20,193	18,627
破碎選別処理量	不燃ごみ	662	660	646
	粗大ごみ	988	935	916
	計	1,650	1,595	1,562
資源選別処理量	缶類	122	120	118
	ペットボトル	153	147	144
	計	275	267	262
処理量 合計		23,853	22,055	20,451

注) 一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

3 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

本市の一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとし、ごみの減量化・資源化を推進することにより最終処分場の延命化を図るものとする。埋立対象物は、環境エネルギーセンターで発生する焼却残渣及びコンクリート、瓦等のがれき類を埋立ごみとし、最終処分場において浸透水処理工程で発生する脱水汚泥もこれまでどおり埋立処分（自己処分）とする。

(2) 最終処分量

現状及び目標年度における最終処分場での埋立量を表 4-4-6 に示すとおりである。

ごみについては平成 28 年 7 月までは外部委託処理を行い、平成 28 年 8 月から環境エネルギーセンターが稼働したことから、焼却残渣等の最終処分量が増加したため、ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減を図ることとする。

なお、本市の一般廃棄物最終処分場（計画埋立容量 157,514m³）は、令和 2 年度末現在の残余容量が 44,715m³（全体の約 28%）であり、令和 13 年度末には 7,356 m³になると見込まれる。

表 4-4-6 最終処分量

単位：t、m³

年 度		廃棄物搬入量		即日覆土容量 (m ³)	累積容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
		重量 (t)	容量 (m ³)			
令和2		-	-	-	-	44,715
予 測	令和3	3,176	3,017	500	3,517	41,198
	令和4	3,176	3,017	500	7,034	37,681
	令和5	3,144	2,987	500	10,521	34,194
	令和6	3,112	2,956	500	13,977	30,738
	令和7	3,081	2,927	500	17,404	27,311
	令和8	3,050	2,898	500	20,802	23,913
	令和9	3,020	2,869	500	24,171	20,544
	令和10	2,989	2,840	500	27,511	17,204
	令和11	2,960	2,812	500	30,823	13,892
	令和12	2,930	2,784	500	34,107	10,608
	令和13	2,897	2,752	500	37,359	7,356

※一般廃棄物最終処分場包括的運営管理業務報告書より

4 その他関連計画

(1) 適正処理困難物等の対処方針

① 適正処理困難物

旧厚生省が昭和63年に発表した「事業者による製品物の廃棄物処理困難性自己評価に関する技術マニュアル・解説」では、適正処理が困難な廃棄物という概念を以下のとおり整理している。

- 除去、無害化の困難な有害物質、環境汚染物質、又はその原因物質を含有しているなどの主として化学的、生物学的な性状。
- 総重量が極めて重い、容積、体積が極めて大きい、圧縮、破碎が極めて困難であることなどの主として物理的な性状。
- 爆発性を有する等の処理施設を損傷する、又は作業従事者の安全衛生をそこなうおそれを有するもの。

また、廃棄物処理法第6条の3では、適正処理困難物について、「厚生大臣は、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる」とし、市町村長は事業者に対して、「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる」としており、厚生省告示第51号（平成6年3月14日）により、適正処理困難物として以下の4品目が指定された。

- 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- 廃テレビ（25型以上）
- 廃電気冷蔵庫（250ℓ以上）
- 廃スプリングマット

このうち、テレビと冷蔵庫については、家電リサイクル法の施行に伴い、平成13年度からは洗濯機やエアコンとともに業者回収が義務づけられることとなった。

現在、本市で、適正処理困難物として以下のものを対象としている。近年、リサイクル回収制度が確立されていることから、下記の「その他」で適正処理困難物としている廃棄物については、必要に応じて処理できる品目の追加を検討していくものとする。

- 危険物（ガスボンベ、農薬等）
- バイク、消火器、農機具等
- 産業廃棄物
- 医療系廃棄物（ただし、在宅医療に伴う廃棄物は受入れ）
- その他（オイルヒーター、オルガン、エレクトーン、ドラム缶、仏壇 等）

② 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康、又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分し、以下のものが指定されており、処分方法についても厚生省告示第194号（平成4年7月3日）で定められている。

- P C Bを使用する部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ）
- ごみ処理施設において生じるばいじん（集じん施設によって集められたもの）
- 感染性一般廃棄物

本市では、上記特別管理一般廃棄物のうち、P C Bを使用する部品については販売店等による業者回収とし、ばいじんについては、環境エネルギーセンターにおいて薬剤処理としている。感染性一般廃棄物については、専門の業者による処理を医療機関に指導しており、今後もその保管、運搬、処分等については適正な指導を行っていくものとする。

（２）不適正排出、不法投棄対策

① 不適正排出対策

指定ごみ袋以外での排出、料金水準の低い分別区分ごみへの混入（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）等による不適正排出を防止する。特に、個人事業者の産業廃棄物のごみステーションへの廃棄や事業系一般廃棄物と混入する不適正排出の防止、又は監視を徹底して行うものとする。また、野焼き等の不適正処理や、空き地等の利用や車両による巡回等無料回収を謳う無許可業者に対しては、警察、県廃棄物所管部署と連携し、速やかな撤去、処分の指導及び監視を徹底して行うものとする。

ア 指定ごみ袋

燃えるごみの指定ごみ袋を黄色半透明、燃えないごみの指定ごみ袋を白色半透明とし、指定ごみ袋以外のごみや受け入れできないごみが入っている場合は、警告シールを貼り付けたうえで収集を保留し、自治会や利用者等と連携して注意喚起を行う。

イ 広報、啓発

各家庭へ配布する冊子や市広報、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して、指定ごみ袋やごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。

また、これまでも実施している自治会、町内会単位でごみの排出や分別に関する説明会、学習会等の出前講座開催についても、引き続き積極的に取り組む。

② 不法投棄対策

不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していくものとする。

ア 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起こりやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、新たな不法投棄を抑制する。（心理的な効果。）

イ 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理するとともに、看板や人感ライト・スピーカー（人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの）の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置等を検討する。

ウ 地域活動（コミュニティプログラム）

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくする。コミュニティプログラムには、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。

エ 不法投棄行為者への指導等

不法投棄行為者の特定又は推定を重点的に行い、行為者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行う。なお、廃棄物処理法では廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄行為者）は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円の以下）の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。

オ 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置についても検討し、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼や県廃棄物所管部署の協力を得ながら監視を行う。

また、住民から直接警察へ通報しやすいシステム作りについても検討していくものとする。

計画改定体系

令和3年度 近江八幡市廃棄物減量等推進審議会 委員9名

(敬称略、順不同)

会長	奥 田 哲 士	龍谷大学 先端理工学部 環境生態工学課程 教授
副会長	和 田 有 朗	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授
副会長	平 尾 良 雄	市連合自治会 副会長
	丹 波 喜 徳	東近江水環境自治協議会 代表
	吉 田 栄 治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長
	坪 田 清 美	近江八幡市健康推進協議会
	矢野 すみ子	近江八幡市消費生活研究会 代表
	木 田 幸 司	近江八幡市商工会議所
	高 木 敏 弘	安土町商工会 会長